

日出町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
－後期計画－

令和7年6月

目 次

第1章	ごみ処理基本計画の概要	1
1	計画の概要	1
(1)	後期基本計画策定の経緯	1
(2)	本計画の位置づけ	1
(3)	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	2
①	「SDGs」の概要	2
②	本計画との関係	2
(4)	計画の対象となる区域	3
(5)	計画期間と目標年次	3
(6)	計画の対象となる廃棄物	3
(7)	計画の進行管理	3
2	地域の概要	4
(1)	日出町の地勢	4
(2)	日出町の概況	4
(3)	産業の状況	6
(4)	土地利用	7
(5)	将来の人口の推計	7
3	現計画の検証	8
第2章	ごみ処理の現状及び課題	9
1	ごみ処理の現状及び課題	9
(1)	ごみの分別区分と種類	9
(2)	ごみの収集・運搬体制と排出方法	9
(3)	ごみ処理手数料	10
(4)	ごみ処理フロー	10
(5)	ごみ減量・資源化に向けた取組み	11
(6)	中間処理施設の概要	13
2	ごみ排出量の状況	15
(1)	収集ごみ量の推移	15
(2)	直接搬入ごみ量の推移	16
(3)	町民1人1日当たりのごみ排出量の推移	16
(4)	焼却量の推移	17
(5)	資源量の推移	17
(6)	資源再生化率	19
(7)	ごみの分析	19
(8)	食品ロス推計量	20
(9)	廃棄物を取り巻く課題	21

第3章	ごみ処理基本計画	23
1	基本方針	23
	(1) 循環型社会の形成の推進	23
	(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取り組みの推進	23
	(3) 町民・事業者・行政の連携や三者が一体化した施策の推進	24
2	ごみ排出量の推計	24
3	最終処分量の推計	25
4	目標設定	25
	(1) ごみ減量の目標値	26
	(2) ごみ排出量の目標設定	26
5	目標達成のための施策	27
	(1) 循環型社会の形成の推進	27
	(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取り組みの推進	30
	(3) 町民・事業者・行政の連携や三者が一体化した施策の推進	31
6	ごみの処理施設の整備に関する事項	32
	(1) 既存施設の状況	32
	(2) ごみ処理の広域化	32
7	その他ごみの処理に関し必要な事項	32

第1章 ごみ処理基本計画の概要

1 計画の概要

(1) 後期基本計画策定の経緯

日出町は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする「日出町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、「ごみの発生抑制と資源循環に向けた取組みの推進」「循環型社会に対応した適正なごみ処理体制の確立」という2つの基本方針を定め、ごみの減量化やリサイクルに係る施策を実施してきました。

この計画は、ごみ排出量の削減目標を掲げ、その目標を達成していくため、町民・事業者・行政の各主体が実施・検討すべき行動目標を定め、廃棄物などの削減に向けた取組みを強化していくこととしたものです。

私たちの日常生活や事業活動において、ごみの排出は避けて通ることはできませんが、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムにより、天然資源の枯渇や温室効果ガスの発生による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷がかかり、深刻な状況を招いています。

これらの問題を解決するためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底する従来の3R運動に加え、リニューアブル（再生可能資源への代替）の推進や食品ロスの削減など、私たち一人ひとりのライフスタイルを変革することにより、持続可能な循環型社会を作り上げていくことが必要です。

日出町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、全体の計画期間を10年間とし、目標年次を令和11年度としていますが、計画においては、中間時に社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況の検証をし、計画自体の大幅な改定の必要性が生じた場合には見直しを行うこととなっています。

今回、中間年である令和6年度に見直しを行い、引き続き本町の一般廃棄物の適正な処理を計画的に進めることを目的に、「日出町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）」を策定しました。

(2) 本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定及び「日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年条例第1号）」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、中長期的な視点に立ち、市町村がその基本的な方針を明確にするものです。

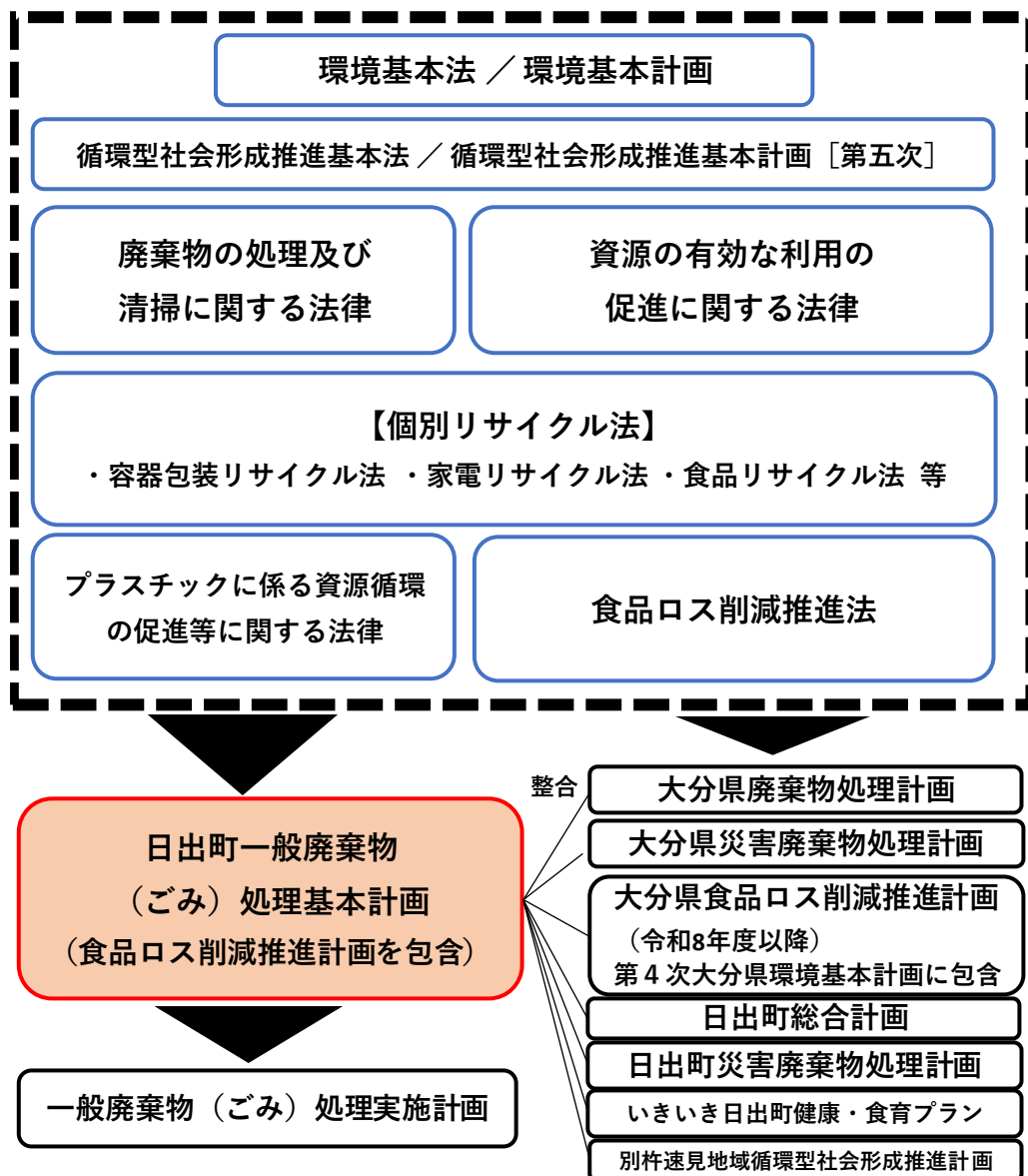
また、一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立って一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があります。

本計画は、このうちの基本計画に当たり、長期的視点から日出町の一般廃棄物に関する施策の方向性を示します。

なお、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿等）」に分類されますが、本計画では、「ごみ処理基本計画」を定めるものとします。

また、令和元（2019）年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進

法)」が施行されたことから、同法第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推進計画も包含して策定します。



(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

① 「SDGs」の概要

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことです。社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含め、すべての国が取り組むべきユニバーサル (普遍的) な目標となっています。

② 本計画との関係

「SDGs」の持続可能という考えは、循環型社会形成を目指す施策展開の観点からも重要で

す。このことから本町は、SDGsの推進を町民や事業者等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12 つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減や廃棄物の大幅削減等がターゲットとして掲げられています。このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止等が目標となっています。施策の実施にあたっては計画に掲げる目標に加え、それぞれSDGsの目標や関連するターゲットを見据えた取組を推進します。

(4) 計画の対象となる区域

計画の対象区域については、日出町内全域を対象とします。

(5) 計画期間と目標年次

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としており、5年を目途に見直しを行うものとしています。令和6年度に見直しを行い、令和11年度を目標年次とする後期計画として策定します。なお、大きな社会情勢などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

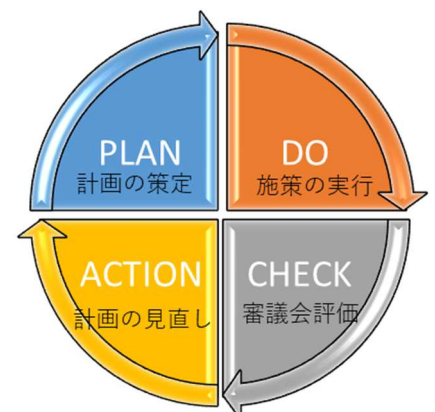
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
内容・計画期間	← 計画期間					← 後期計画期間 →				
					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

(6) 計画の対象となる廃棄物

計画の対象となる廃棄物は、本町より排出される「一般廃棄物」です。廃棄物処理法では、産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」であり、これに該当しないものは、「産業廃棄物以外の廃棄物」として一般廃棄物と定義されています。

(7) 計画の進行管理

基本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方を踏まえ、継続的に計画の評価を行い、計画の前提条件や社会情勢の変化に応じて見直しを行います。



また、本計画に基づいて毎年度末までに次年度の実施計画を策定し、廃棄物の計画的な収集・運搬、発生抑制及びリサイクル推進等のための取組を実施していきます。

なお、毎年、目標となる指標や各施策の進捗状況は日出町廃棄物減量等推進審議会に報告して、審議会の意見を踏まえて進行管理を行っていきます。

2 地域の概要

(1) 日出町の地勢

本町は、大分県の中北部に位置しており、別府市及び杵築市に隣接し、南は別府湾に面した町です。面積は 73.26 km²で、東西 19.2 km、南北 9.2 kmの東西に長い形状をしています。町内は北西部に鹿鳴越山系が広がり、南東部には別府湾に接する約 25kmにわたる美しい海岸線が続いています。大きな河川はありませんが、湧水が多く、町内の水道水もほとんど良質な地下水で賄っています。また、気候は年間を通して温暖で、今日まで大きな災害もあまりありません。

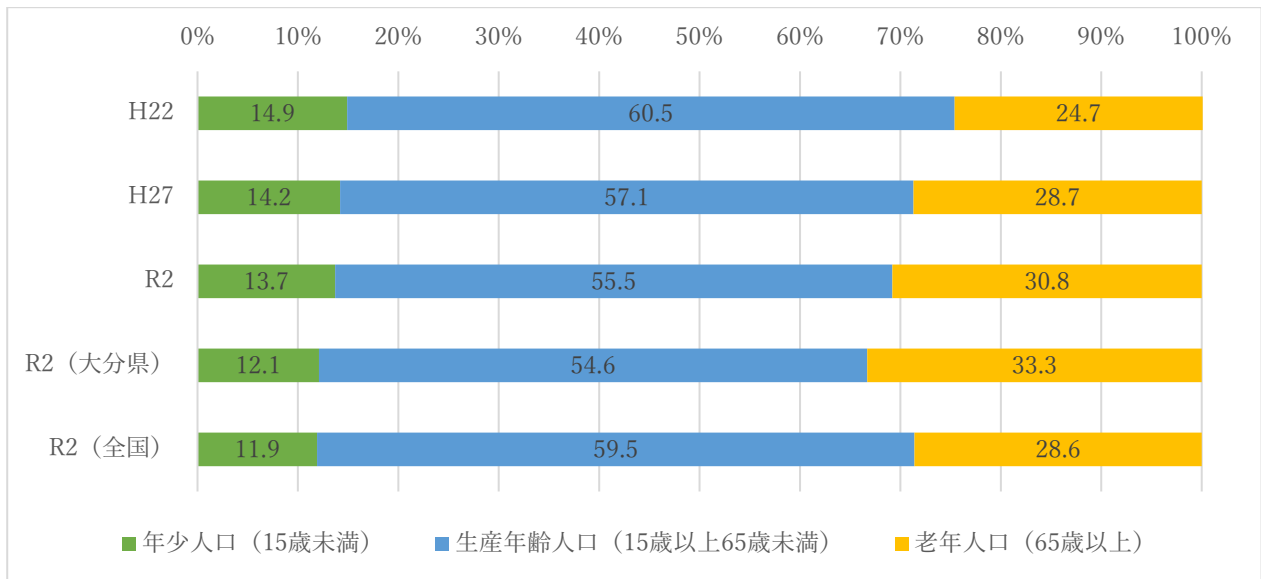
(2) 日出町の概況

①人口及び世帯数動態



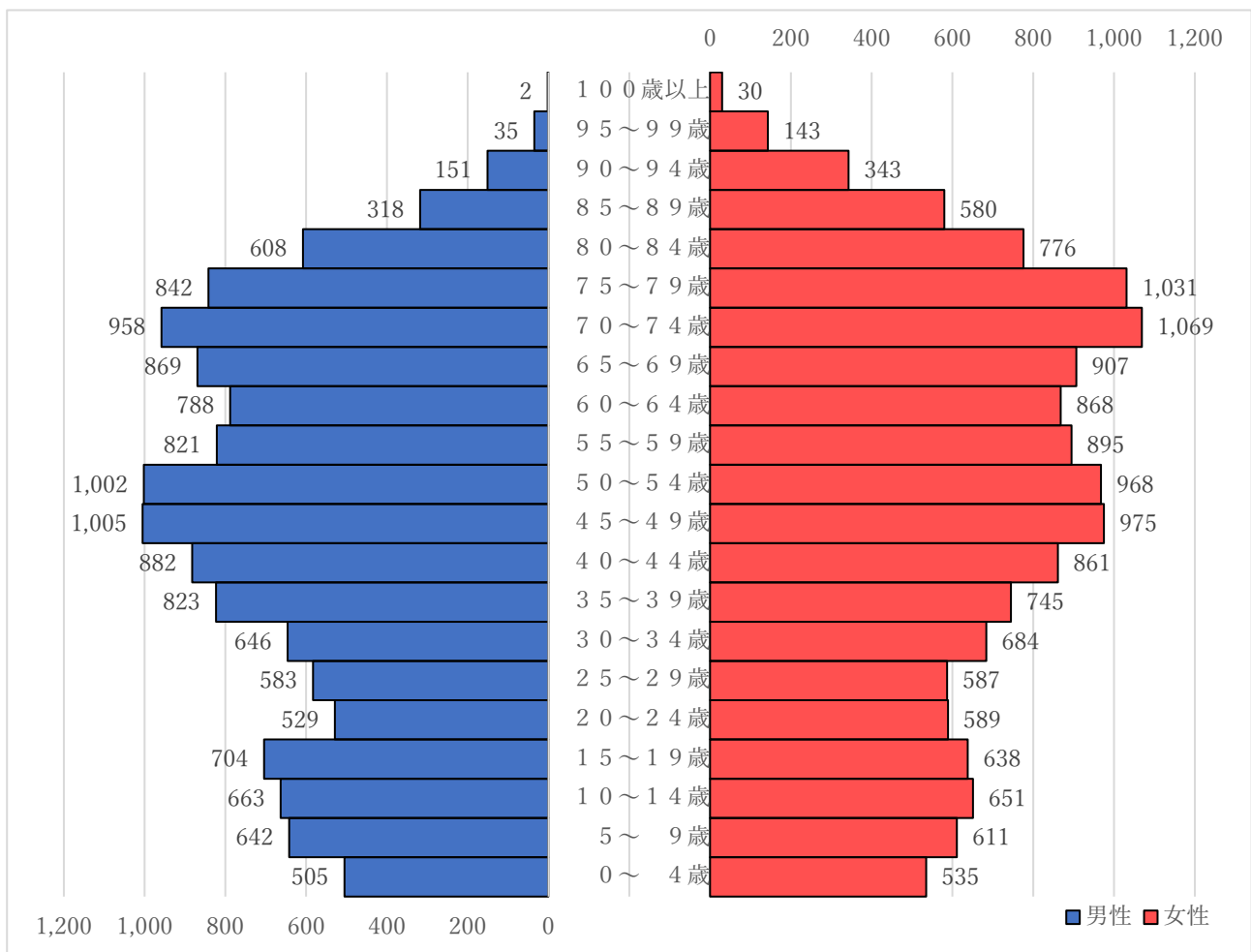
(参照：住民基本台帳 10月1日時点)

②年齢3区分別人口割合の数値



(参照：国勢調査)

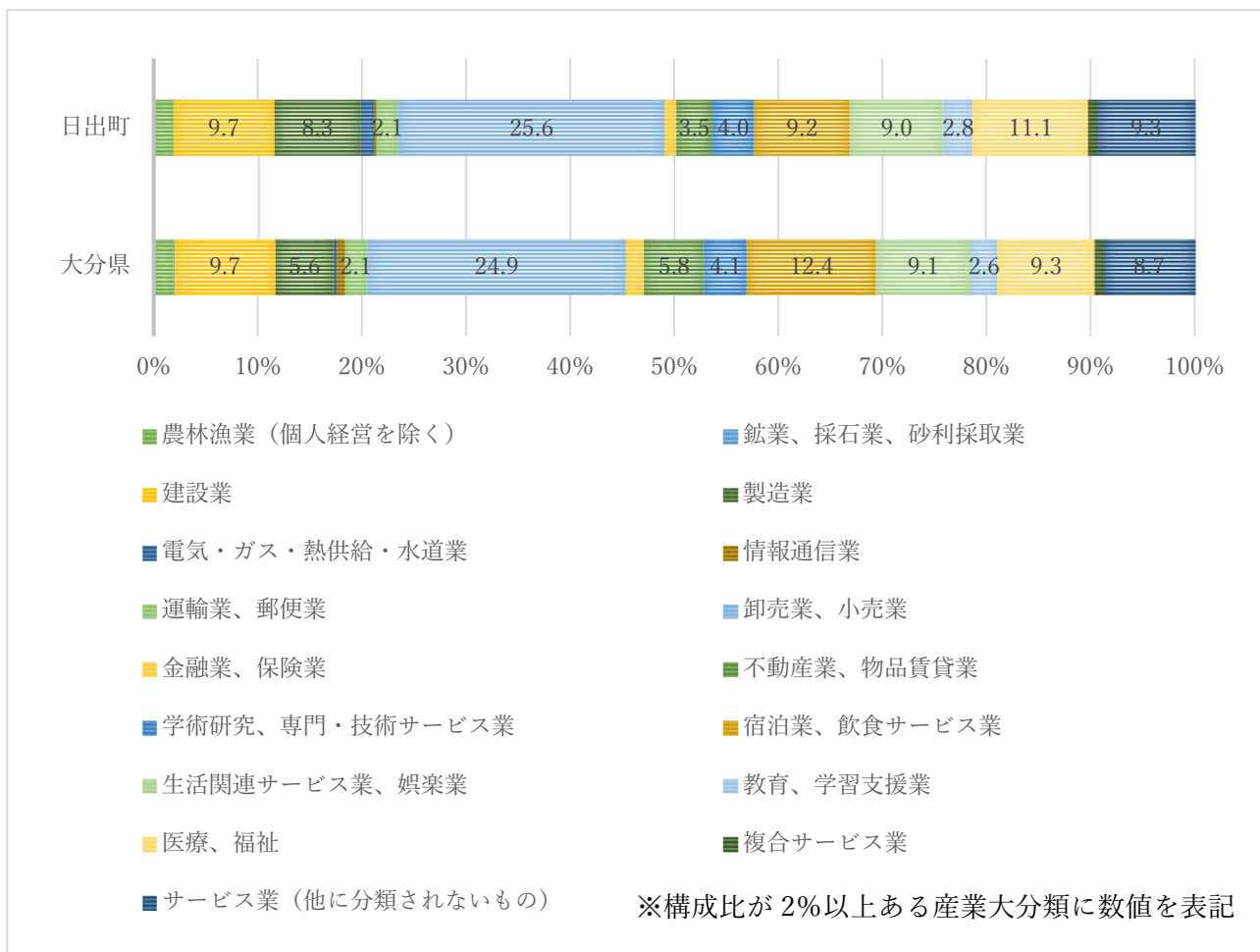
③年齢別人口構成



(参照：住民基本台帳 令和6年10月1日時点)

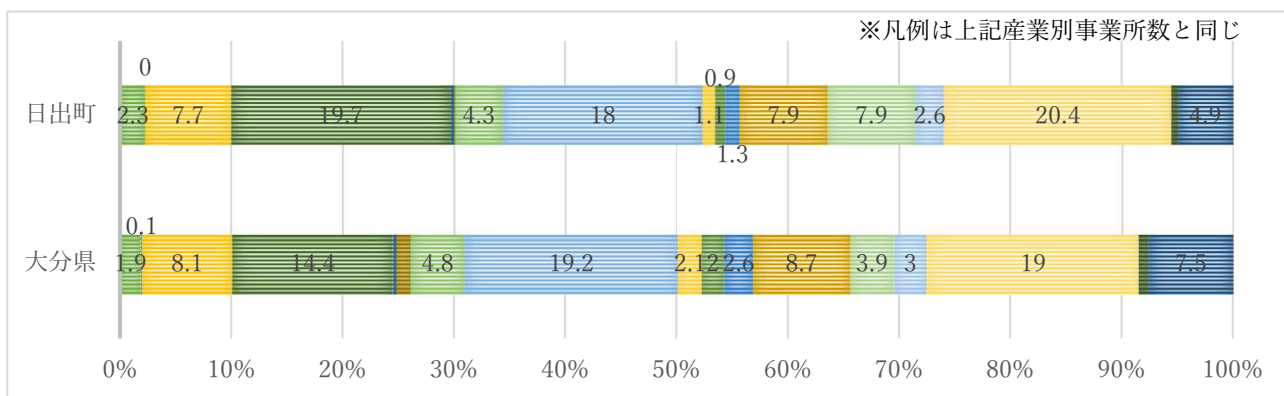
(3) 産業の状況

①産業別事業所数割合



(参照：令和3年度経済センサスー活動調査(確報)大分県の概要)

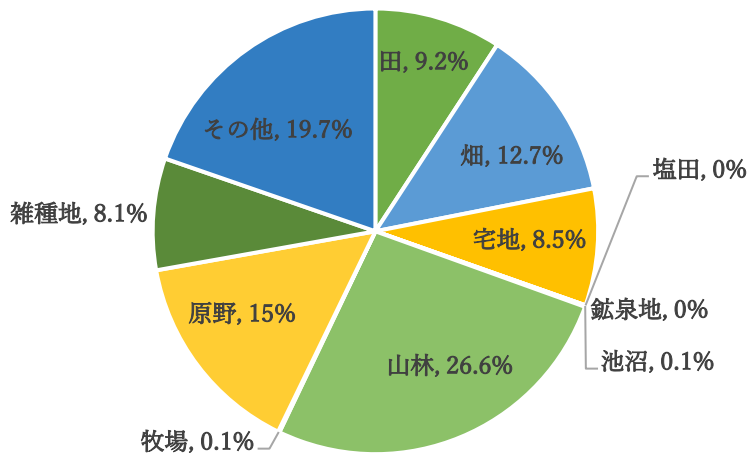
②産業別従業者数割合



(参照：令和3年度経済センサスー活動調査(確報)大分県の概要)

(4) 土地利用

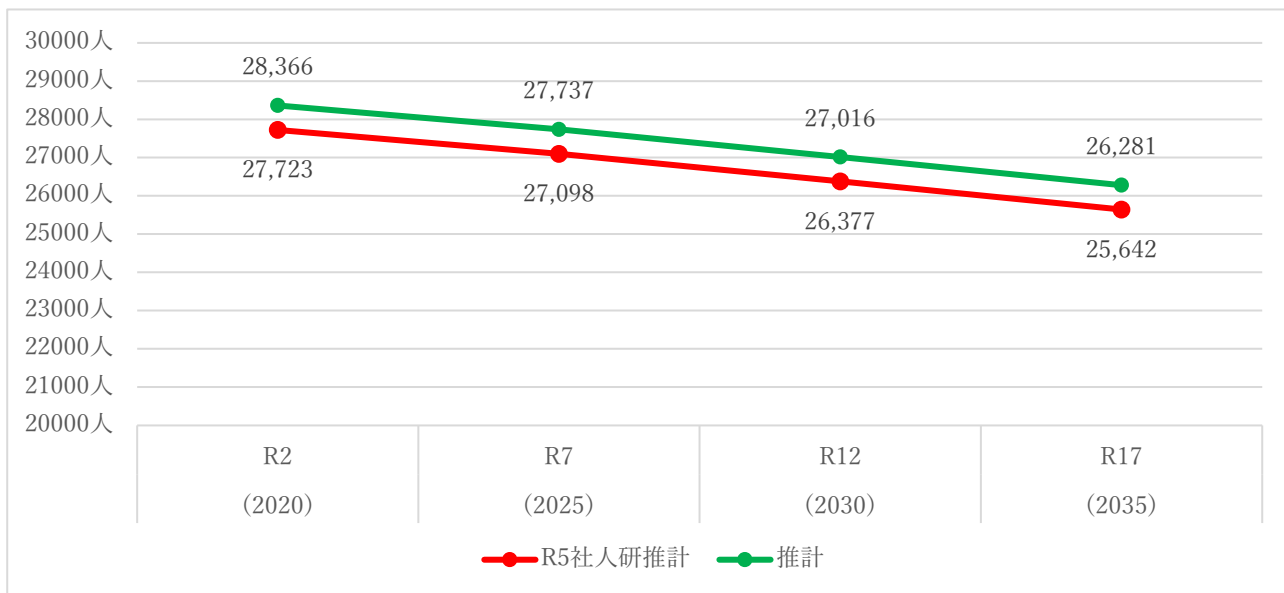
日出町の面積は 73.26 km²です。山林の割合が 26.6%と一番多く、次いで原野 15%、畑 12.7%となっています。



(参照：令和6年度土地の概要調書報告書)

(5) 将来の人口の推計

住民基本台帳（各年10月1日時点）を基に、国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和5（2023）年に令和2（2020）年国勢調査等を踏まえた都道府県別・市区町村別の将来推計人口を参考にして推計を算出しました。



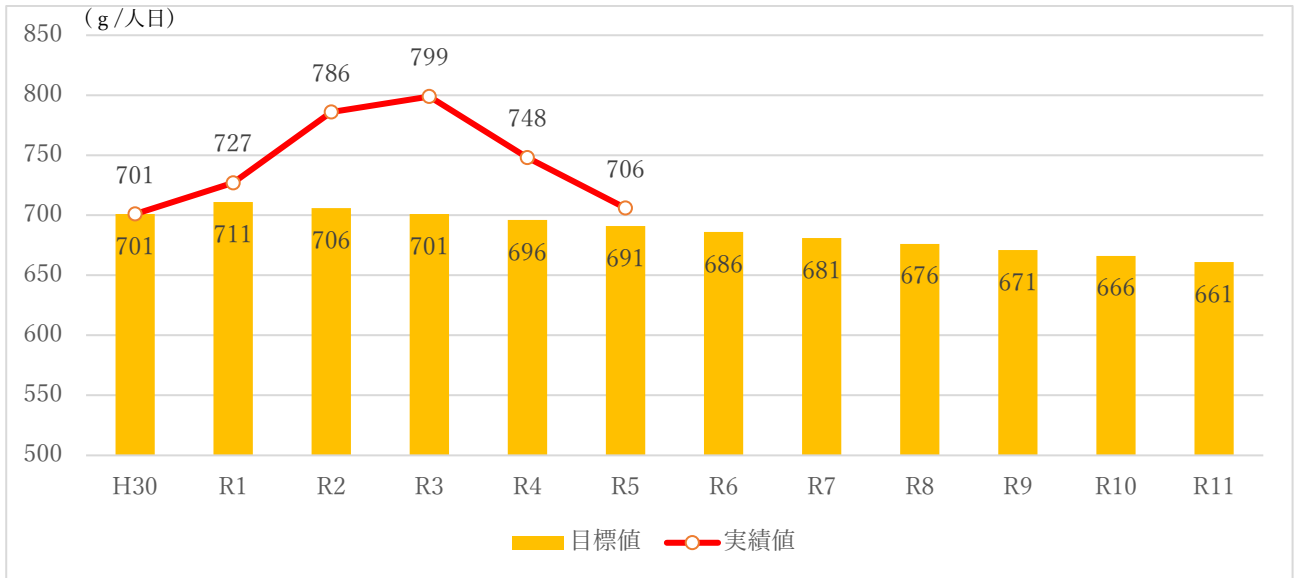
(参照：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」)

3 現計画の検証

1人1日あたりのごみ排出量（もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみの合計排出量）

701 g/人日（平成30年度実績値） ➡ 661 g/人日（令和11年度）

【中間目標値】686 g/人日（令和6年度）



（人口は住民基本台帳の各年度3月末日時点で計算）

現計画策定後、新型コロナウイルスの流行による行動制限等により在宅機会が増加し、自宅の片付けごみや中食需要による容器ごみなどが多く排出されたことから令和3年度にかけてごみの排出量が増加しました。令和5年度は新型コロナウイルスの5類移行に伴う行動制限の緩和等により元に戻りつつあるもののごみの減量にまでは至っていません。

第2章 ごみ処理の現状及び課題

1 ごみ処理の現状及び課題

(1) ごみの分別区分と種類 (R6.4.1 現在)

区分		主な品目
家庭系	もやすごみ (可燃物)	生ごみ、皮革製品、プラスチック製容器、発泡スチロール、衣類など
	もやさないごみ (不燃物)	陶器類、電球、蛍光灯、ガラス、プラスチック製品、乾電池、傘、小型電気製品など
	危険ごみ	スプレー缶、ガス缶、ライターなど
	缶類、びん類、ペットボトル (資源物)	飲み物・食べ物・調味料などが入っていた缶類 (油缶を除く) ・ビン類・ペットボトル
	古紙類 (資源物)	新聞紙、チラシ、ダンボール、書籍、雑誌 (菓子箱等含む)、紙パックなど
	粗大ごみ	家電製品、家具、その他指定ごみ袋に入らない大きさのもの
	家電	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電リサイクル法対象)
	小型家電	大きさが15cm×25cm以下の家電製品 (家電リサイクル法対象品目を除く)
	収集できないもの	タイヤ、バッテリー、耐火金庫、建築廃材など
事業系	可燃物	生ごみなど

(2) ごみの収集・運搬体制と排出方法 (R6.4.1 現在)

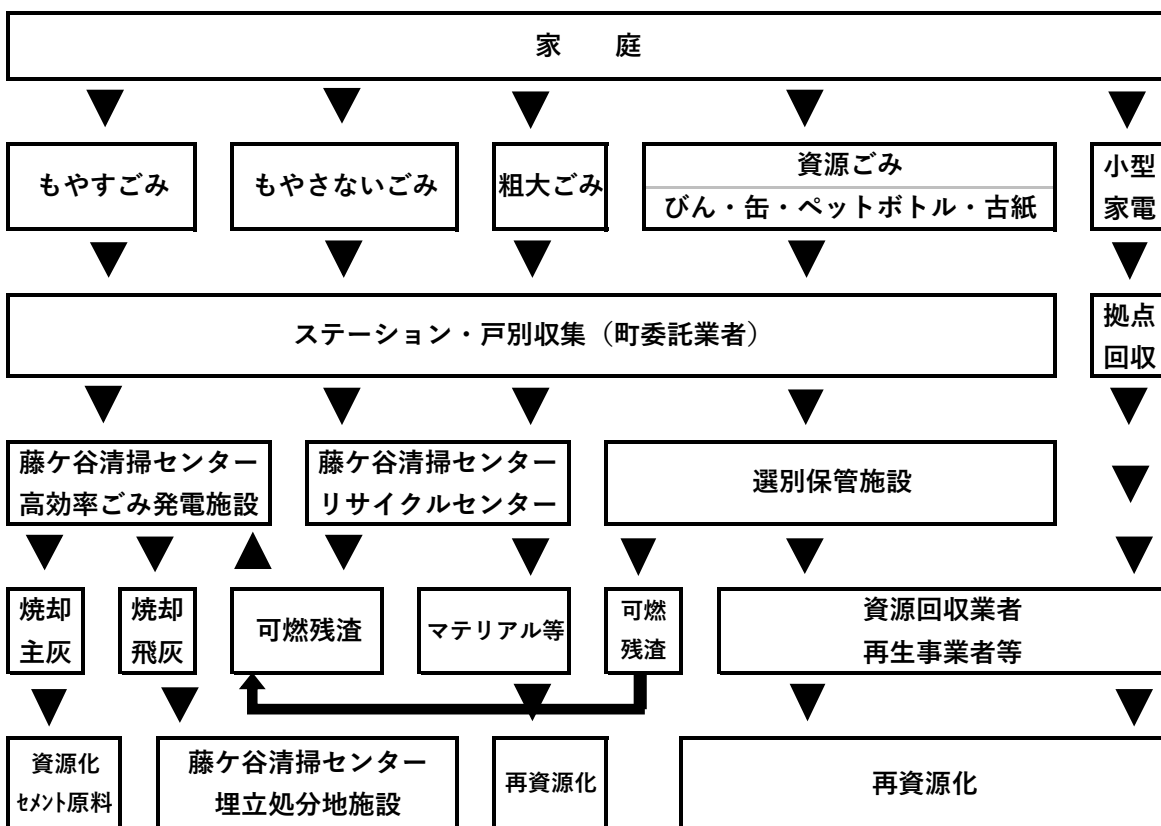
区分		収集方法	収集回数	排出方法等	収集運搬
家庭系	もやすごみ (可燃物)	戸別収集方式 ステーション方式	週2回	指定袋	委託
	もやさないごみ (不燃物)		月2回		
	危険ごみ		月2回		
	缶類、ペットボトル、びん類※ (資源物)		月2回		
	古紙類 (資源物)		月2回	紐で括る	
	粗大ごみ		月1回	事前予約	
		—	—	—	販売業者等
	家電	戸別収集方式 ステーション方式	月1回	郵便局でリサイクル券を購入後に事前予約	委託
	小型家電	拠点回収方式	適時	回収ボックス	直営
収集できないもの	—	—	—	販売業者等	
事業系	可燃物	①排出事業者 ②許可業者	—	許可業者との契約による	—

※酒びん (一升びん、五合びん) は、リユース推進のため拠点回収しています。

(3) ごみ処理手数料

種類 (色)	もやすごみ (白)		もやさない ごみ (黄)		資源ごみ (透明)		粗大ごみ
	大	小	大	小	大	小	
手数料	200 円	100 円	200 円	100 円	200 円	100 円	もやさないごみ袋 (大) 貼付 (1 枚/個)
容量	45 $\frac{\text{リットル}}{\text{相当}}$	30 $\frac{\text{リットル}}{\text{相当}}$	45 $\frac{\text{リットル}}{\text{相当}}$	30 $\frac{\text{リットル}}{\text{相当}}$	45 $\frac{\text{リットル}}{\text{相当}}$	30 $\frac{\text{リットル}}{\text{相当}}$	—
枚数	10 枚/袋						—

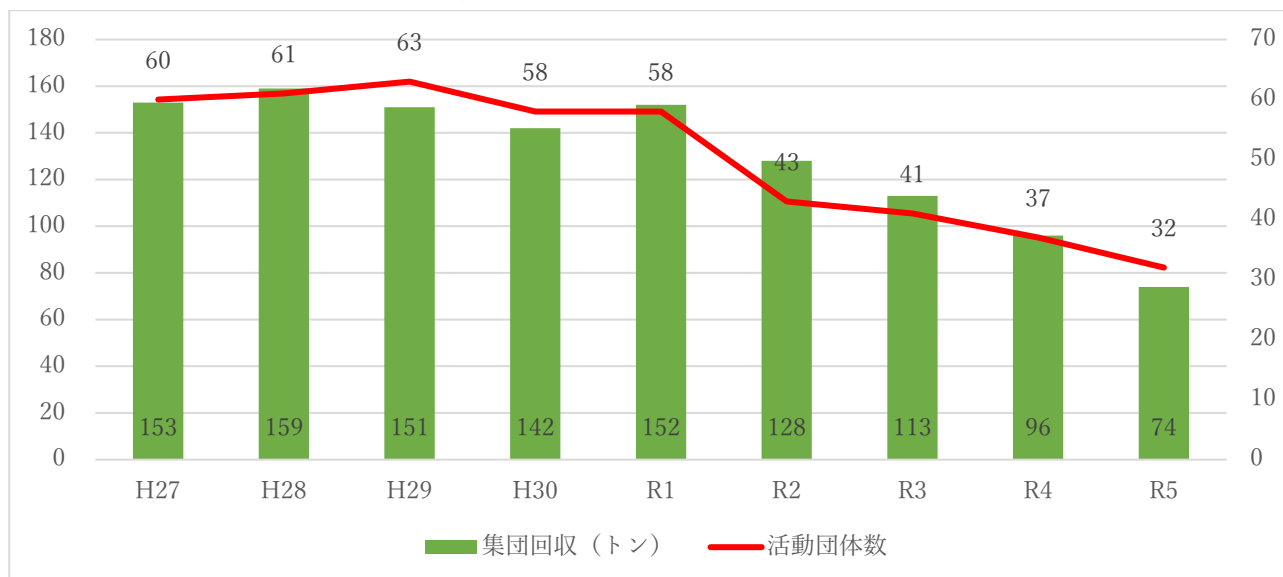
(4) ごみ処理フロー (令和6年4月1日現在)



(5) ごみ減量・資源化に向けた取組み

① 集団回収（新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、酒びん）

令和2年度に資源ごみ集団回収報奨金を廃止しました。PTA や子ども会の活動縮小や団体の高齢化等などにより登録団体数や集団回収量も減少傾向にあります。



② リユースの取組み

粗大ごみなどの減量を推進するため、「持続可能な社会を実現する最適化商社」をビジョンに掲げ、リユース事業を中心にネット型事業を展開している民間事業者と連携協定を締結し、取組みを開始しました。また、酒びん（一升びん及び五合びん）のリユースを促進するため、回収ステーションを役場庁舎及び中央公民館、川崎地区公民館に設置しています。



③ 「危険ごみ等」の分別区分の新設

令和6年度から、それまで「もやさないごみ」として出されていた (i) スプレー缶・ガス缶・エアゾール缶、(ii) ライター類、(iii) 蛍光灯を新たに「危険ごみ」として分別収集しています。

発火性のごみが原因で発生していた収集運搬車や藤ヶ谷清掃センターでの火災を防ぐとともに、蛍光灯など水銀を含む廃棄物の適正処理の推進を図っています。

④ 使用済小型家電の回収

平成26年から「もやさないごみ」として出されていた携帯電話やデジタルカメラなどに含まれる金や銅、レアメタルなどの有用な金属のリサイクル及び最終処分場の延命化を目的に、「使用済小型家電」の分別回収を実施しています。

また、広域圏事務組合では、藤ヶ谷清掃センターに持ち込まれた電化製品の中から、回収対象の小型家電をピックアップ回収しています。

【回収ボックス設置場所】

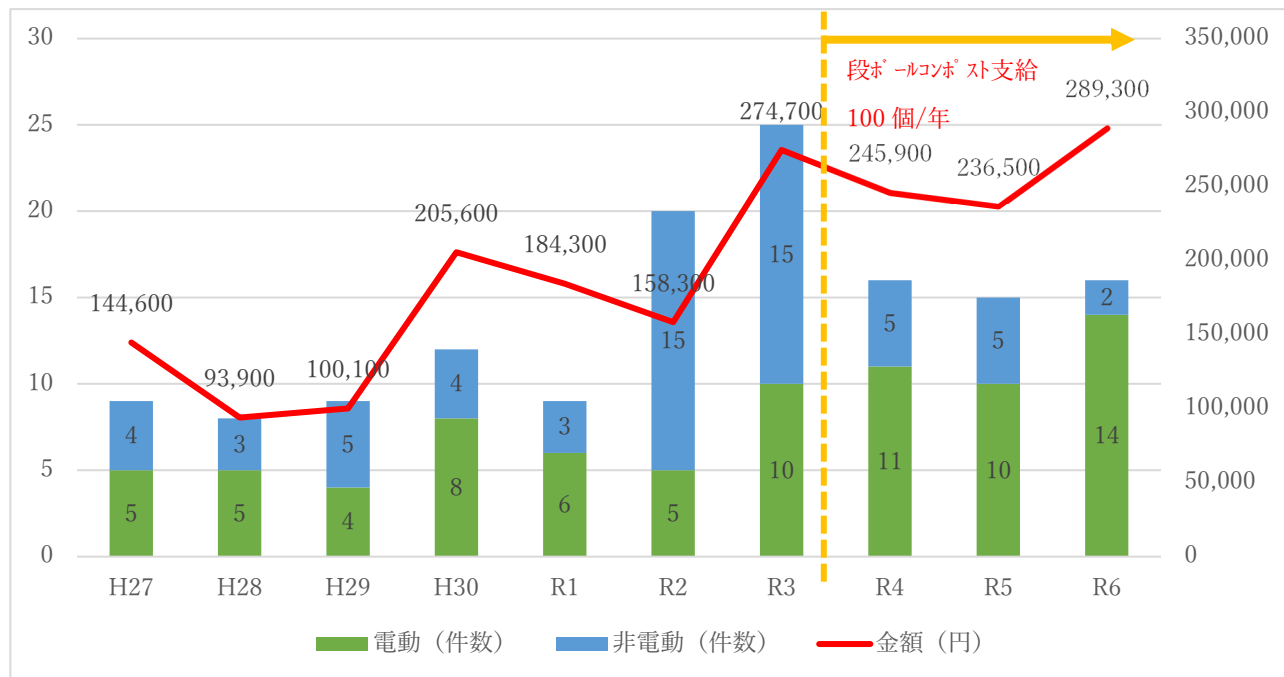
役場庁舎1階、中央公民館、地区公民館（豊岡・藤原・川崎・大神）、保健福祉センター、交流ひろば HiCaLi



⑤生ごみ処理容器購入補助事業

各家庭に生ごみ処理容器等の設置を推進することにより、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図ることを目的に補助金を交付しています。

なお、令和4年度より簡易に堆肥化できる段ボールコンポスト（各年度100個）の支給を試験的に開始したことにあわせて補助上限額の見直し*等を行いました。



*令和3年度まで【電動40,000円、非電動3,000円】、令和4年度以降【電動25,000円、非電動2,000円】

⑥食品ロスの削減に向けた取組み

日本では、食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）が年間約472万トン（令和4年度環境省推計値）あると言われています。食品ロス削減のため、日出町では「おおいた30・10運動」の推進や、出前授業や広報（町報・SNS）などを通じて家庭での食品ロスをなくすための啓発を行っています。

⑦フードバンク活動の推進

食品ロス削減と食品を必要としている個人や子ども食堂などの支援を実現するため、日出町社会福祉協議会が取り組む「フードバンク」の活動に協力しています。令和5年度は町役場の中で、家庭で余った食品を個人や団体に寄付する「フードドライブ」を日出町社会福祉協議会と協働で実施しました。

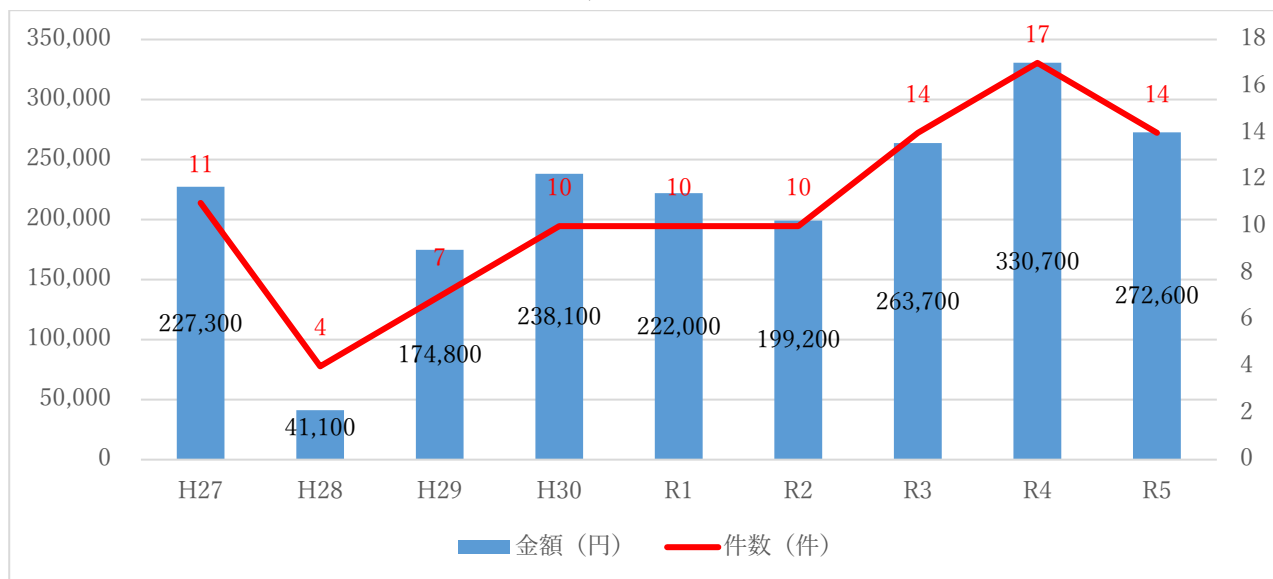
⑧ごみ減量・資源化に向けた啓発及び広報活動

ごみカレンダーや町報、ホームページなどを活用して、ごみの分別やごみ減量・資源化の方法を町民に周知しています。

また、ごみ減量や3Rなどの環境に対する理解を深めてもらうために、地域団体や学校等で出前授業を行っています。

⑨ごみステーション設置補助金

日出町では、地域の実情を考慮してステーション回収と個別回収を行っておりますが、収集・運搬の効率を目的にステーションの設置を推奨しており、ステーション設置を推進する自治区に対して補助金を交付しています。(上限 30,000 円/個)



(6) 中間処理施設の概要

一般廃棄物に該当するもやすごみなどの中間処理については、別府市、杵築市及び日出町の2市1町で設立した別杵速見地域広域市町村圏事務組合（以下、「広域圏事務組合」という。）が管理及び運営をしている藤ヶ谷清掃センターで昭和53年より行っています。

旧施設は老朽化等により更新を行い、平成26(2014)年6月より新施設が稼働しており、施設の管理及び運営については、広域圏事務組合が民間事業者へ委託しています。

①焼却処理

家庭から排出される「もやすごみ」と事業系一般廃棄物については、藤ヶ谷清掃センターにて、焼却処理しています。

【 熱回収施設（ごみ焼却施設） 】

名 称	藤ヶ谷清掃センター	
所 在 地	大分県別府市大字平道字藤ヶ谷次の333の3	
施設規模及び形式	処 理 能 力	235 t/日 (117.5t/日×2基)
	受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン
	焼 却 設 備	ストーカ式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ
	排ガス処理設備	ろ過式集じん機+触媒脱硝
	発 電 設 備	蒸気タービン発電機 (4,000kW)
	通 風 設 備	平衡通風式
	灰 処 理 設 備	(焼却灰) 場外資源化 (飛灰) 安定化薬剤処理

	給水設備	井水、再利用水
	排水処理設備	場内循環利用によるクローズド方式
	電気設備	特別高圧受電
	計装制御設備	集中管理方式

②破砕処理

藤ヶ谷清掃センターに搬入される「もやさないごみ」と「粗大ごみ」については、破砕機で破砕した後に磁力選別機やアルミ選別機で鉄とアルミを取り出して資源化しています。

選別後の残渣は、ごみ焼却施設の可燃ごみピットに投入され、「もやすごみ」と一緒に焼却処理しています。

【 リサイクルセンター（粗大ごみ等処理施設） 】

名 称	藤ヶ谷清掃センター	
所在地	大分県別府市大字平道字藤ヶ谷次の333の3	
施設規模 及び形式	形 式	破砕、磁力選別、アルミ選別
	処 理 能 力	25 t / 日
	運 転 方 式	1日5時間運転
	施 設 構 成	受入供給、破砕、搬送、選別、貯留、搬出、集じんなど
	処 理 対 象 物	不燃ごみ、粗大ごみ
	主 要 設 備	一次破砕機、二次破砕機、磁選機、アルミ選別機

③処分（埋立）

ごみの焼却後によって発生した焼却主灰は、セメント原料化しており、焼却飛灰については、藤ヶ谷清掃センター埋立処分地施設に埋立て処分されています。

名 称	藤ヶ谷清掃センター埋立処分地施設
所 在 地	別府市大字平道字藤ヶ谷次の 333-3
埋 立 対 象 物	焼却飛灰 ※平成 25 年度までは焼却主灰、焼却飛灰、不燃残渣
埋 立 開 始 年 月	昭和 53 年 9 月
総 面 積	藤ヶ谷清掃センター総面積 94,455 m ²
埋 立 地 面 積	24,636 m ²
全 体 容 量	397,120 m ³
埋 立 工 法	サンドイッチ工法
残 余 容 量	5,013 m ³ (R6. 3. 31 現在)
遮 水 工	不透水性地層
浸出水処理施設	雨水集水設備
浸出水処理方式	生物化学的处理及び物理化学的处理

埋立処分量(覆土含まず)

(単位:トン)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
埋立処分量	2178.7	2068.83	2154.87	2097.25	2072.37

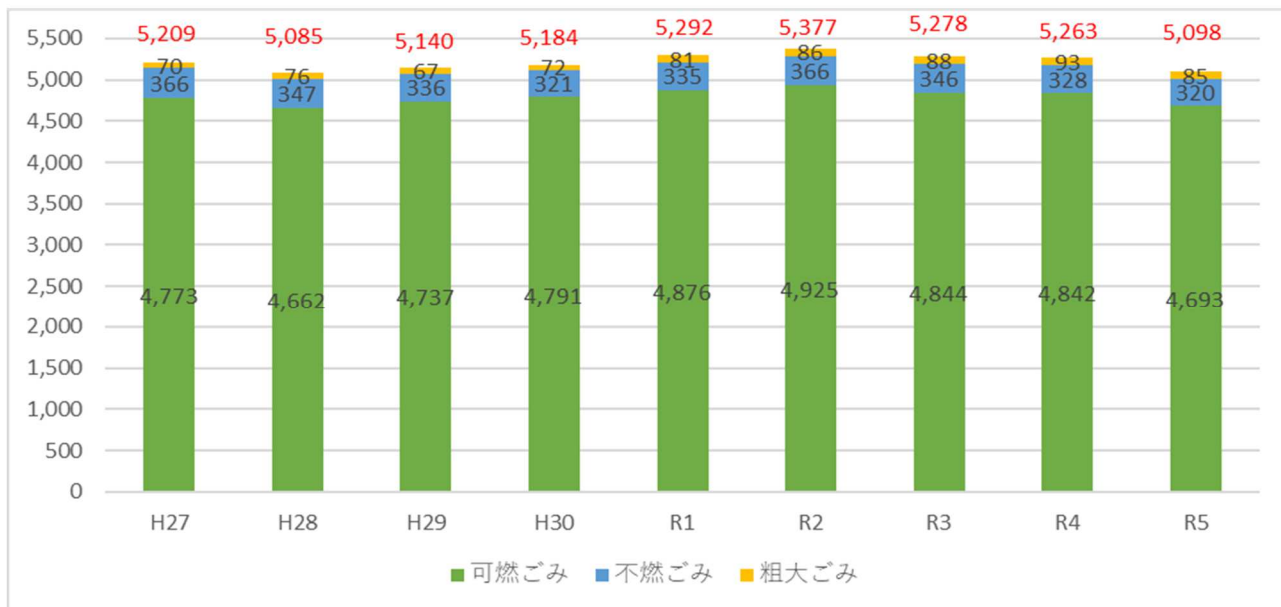
(参照: 環境省 一般廃棄物処理実態調査)

2 ごみ排出量の状況

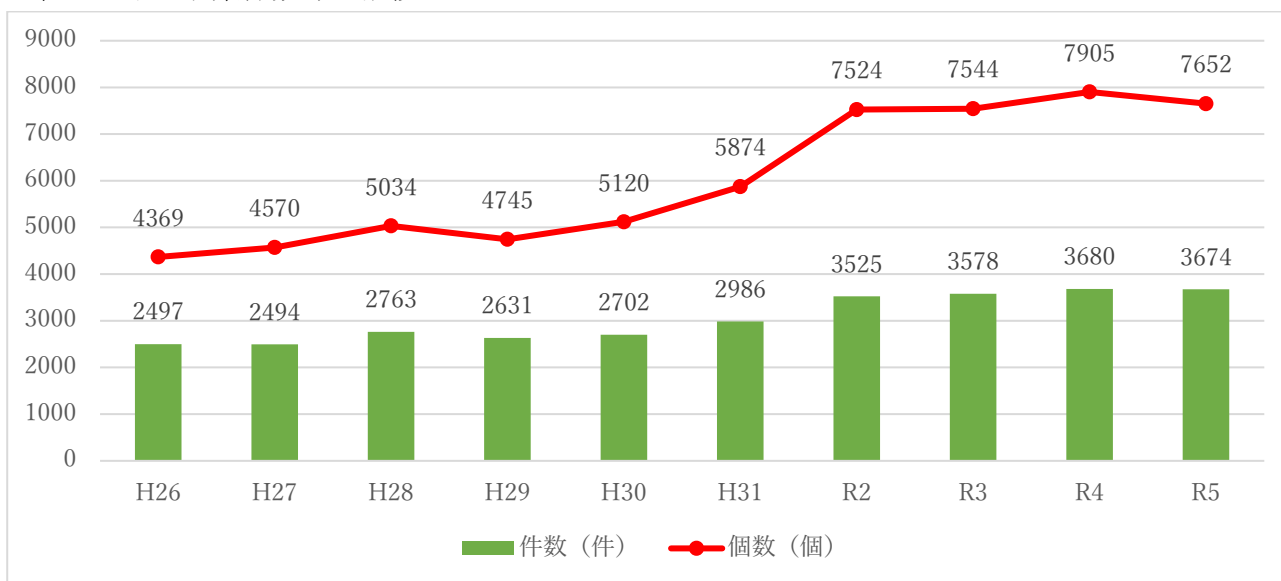
(1) 収集ごみ量の推移

町が収集するごみの量（もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ）は、概ね横ばいで推移しています。粗大ごみについては、収集の申込件数・個数ともに右肩上がり増加しています。

(単位：トン)



粗大ごみの収集件数等の推移

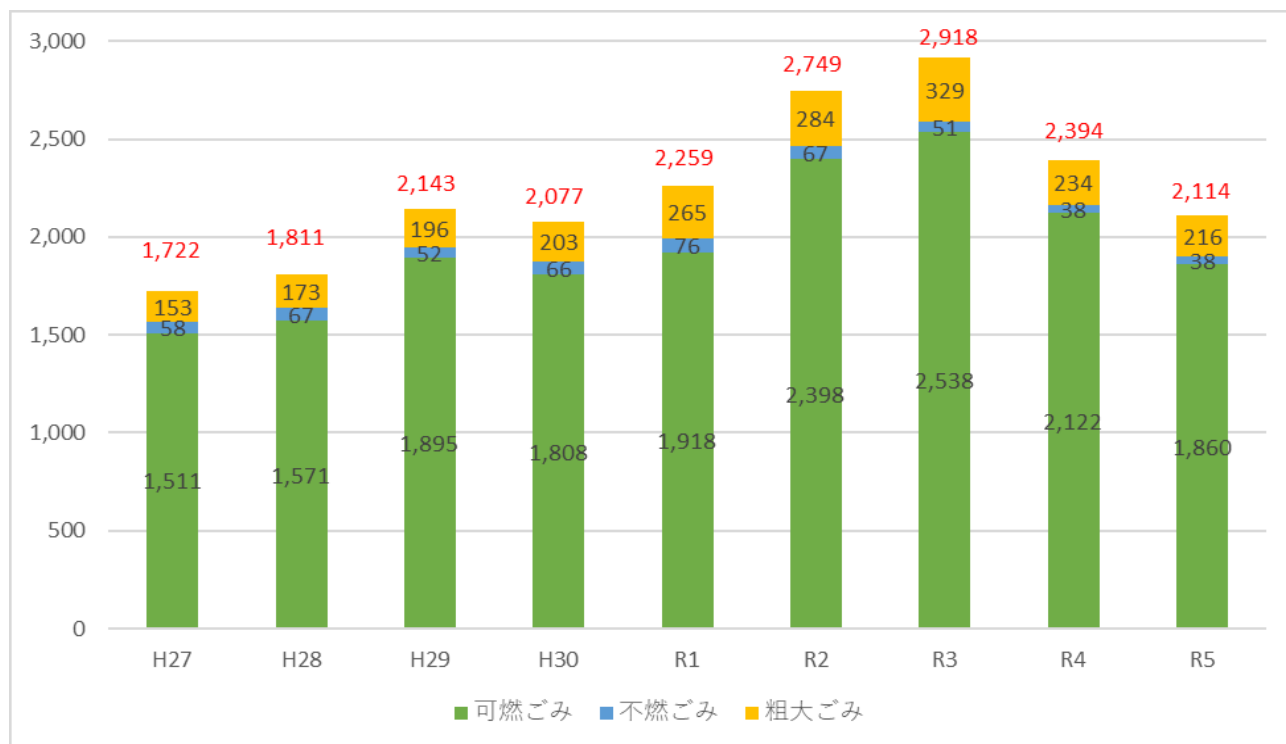


※1世帯あたり1ヶ月（1件）3個まで回収可能

(2) 直接搬入ごみ量の推移

直接搬入ごみの大部分は事業系一般廃棄物が占めています。新型コロナウイルスによる行動制限のため、自宅の片付けを行うなどにより粗大ごみなどの持ち込みごみが増加しました。

(単位:トン)



(3) 町民1人1日当たりのごみ排出量の推移

町民1人1日当たりごみ量は、令和2(2020)年度に増加しましたが、近年は減少傾向にあります。令和5(2023)年度の総排出量760.5gであり、減少傾向にあります。

現計画では、算出する人口の基準日を3月末時点としていましたが、本計画においては、国の実態調査の基準日(10月1日時点)で算出します。

	R1	R2	R3	R4	R5
総排出量(g/人日)	788.2	848.9	857.6	807.8	760.5
家庭系ごみ(g/人日)	550.8	563.1	559.8	544.7	528.5
事業系ごみ(g/人日)	174.7	221.8	233.9	201.1	175.3

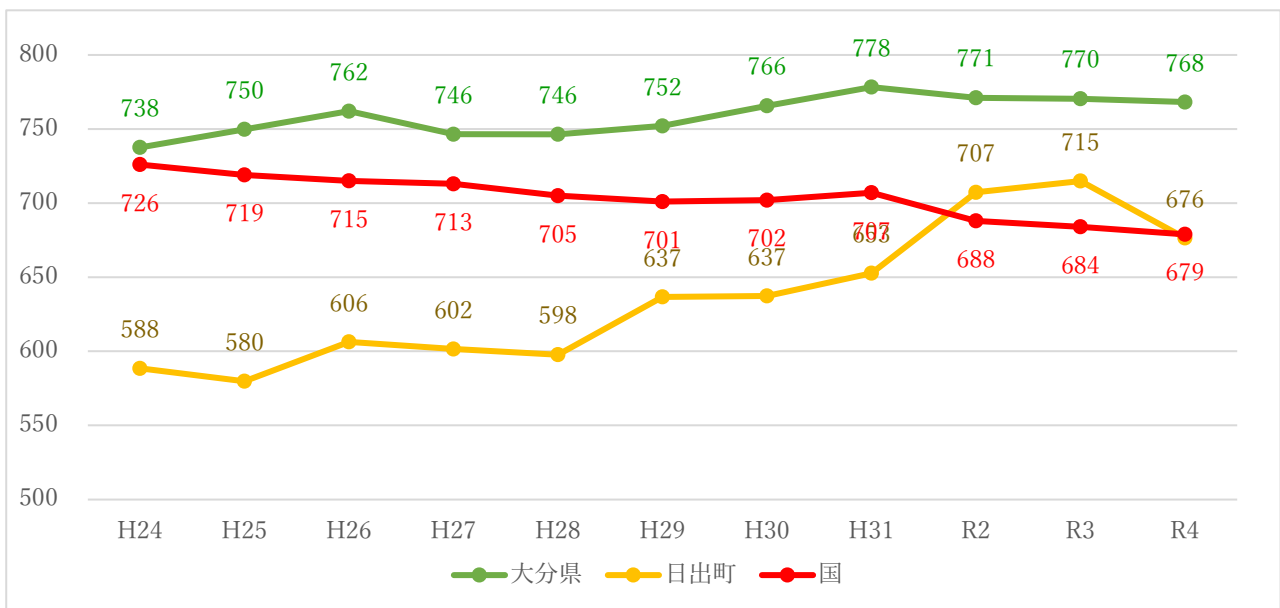
※総排出量 … (収集ごみ(資源ごみ含む) + 直接搬入ごみ + 集団回収量)

家庭系ごみ… (収集ごみ(資源ごみ含む) + 直接搬入(家庭)ごみ - 資源ごみ)

事業系ごみ… (直接搬入ごみ - 直接搬入(家庭)ごみ)

(4) 焼却量の推移

一人一日当たりのごみ焼却量は国の実績値と概ね同じですが、国が右肩下がり減少しているのに対し、日出町では増加傾向にあります。(単位：g/日人)

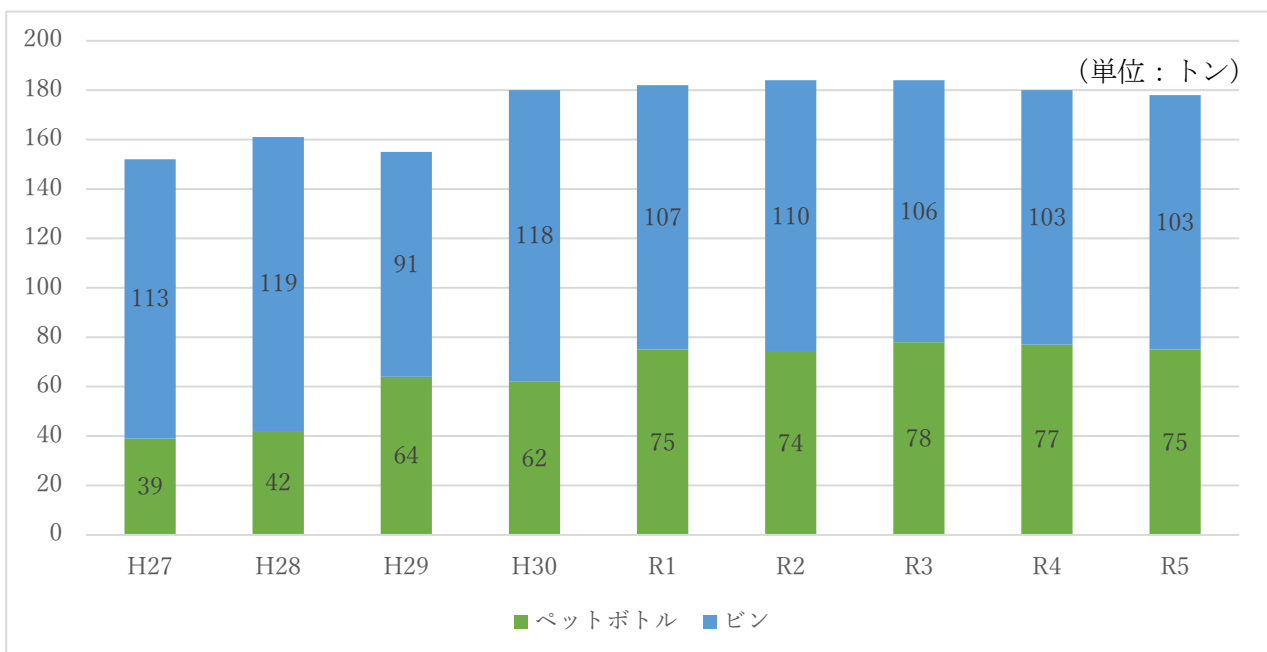


(参照：環境省「一般廃棄物処理実態調査」、「廃棄物処理法の基本方針(変更)」)

(5) 資源量の推移

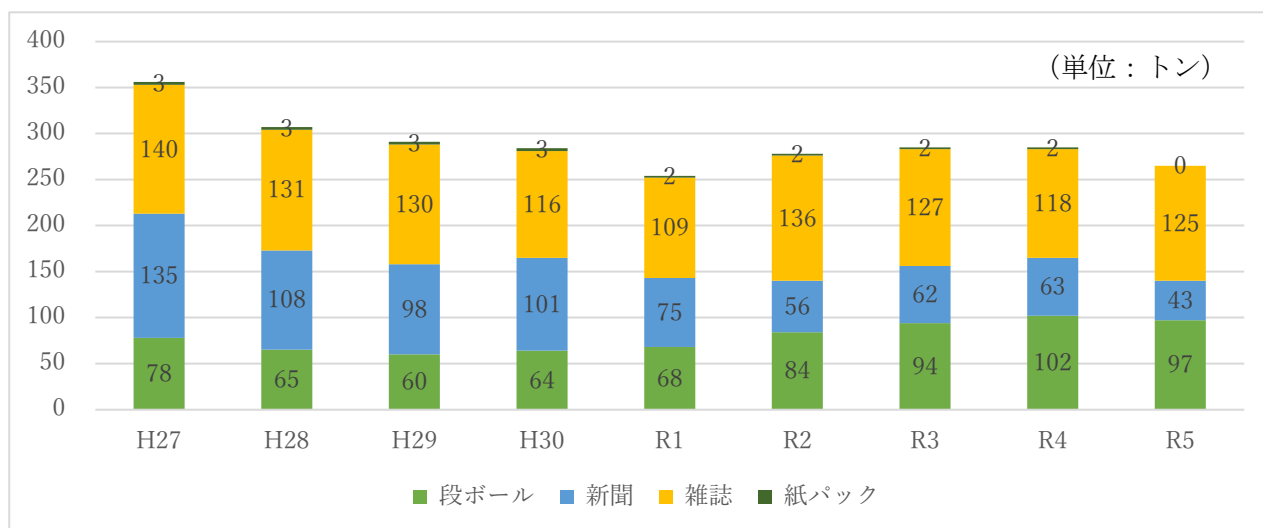
① ペットボトル・びん

びんは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡しを行い、再生されます。



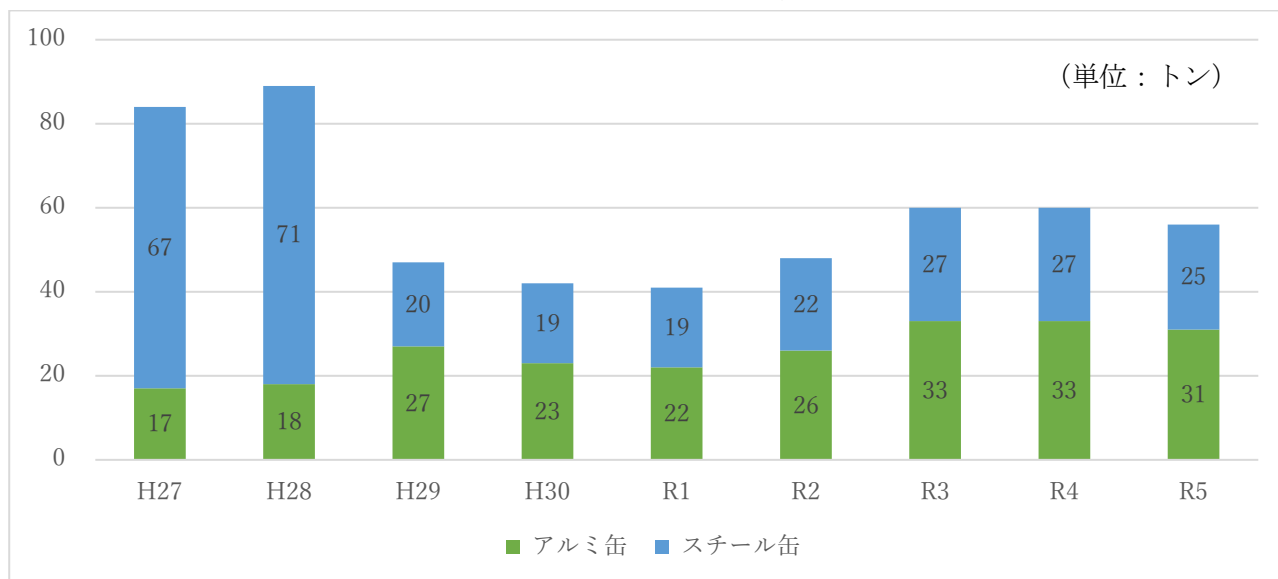
②古紙

新聞は、購読者数の減少や古紙回収業者等による回収ステーション設置等に伴い、町の収集量は大きく減少しています。一方で、宅配需要の増加に伴い、段ボールの回収量が比例して増加しています。（※ 令和5年度より紙パック回収分は雑誌回収分に統合しています。）

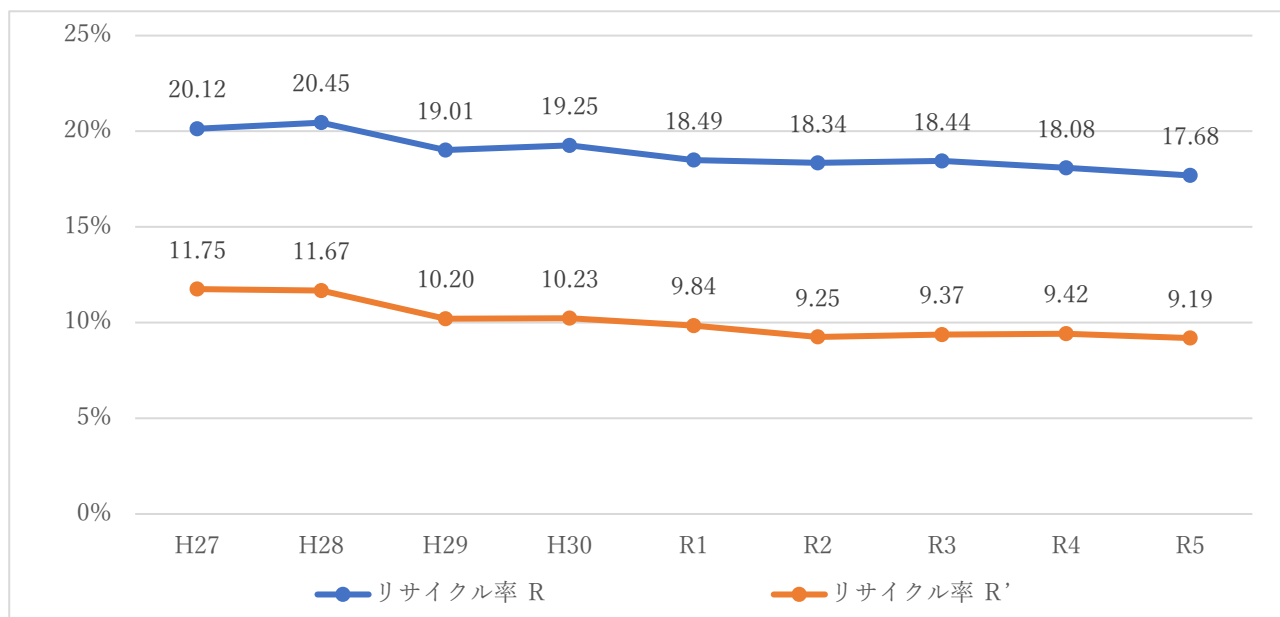


③缶類

スチール缶については、アルミ缶やペットボトルへの置き換わりなどにより減少しています。



(6) 資源再生化率



※リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100

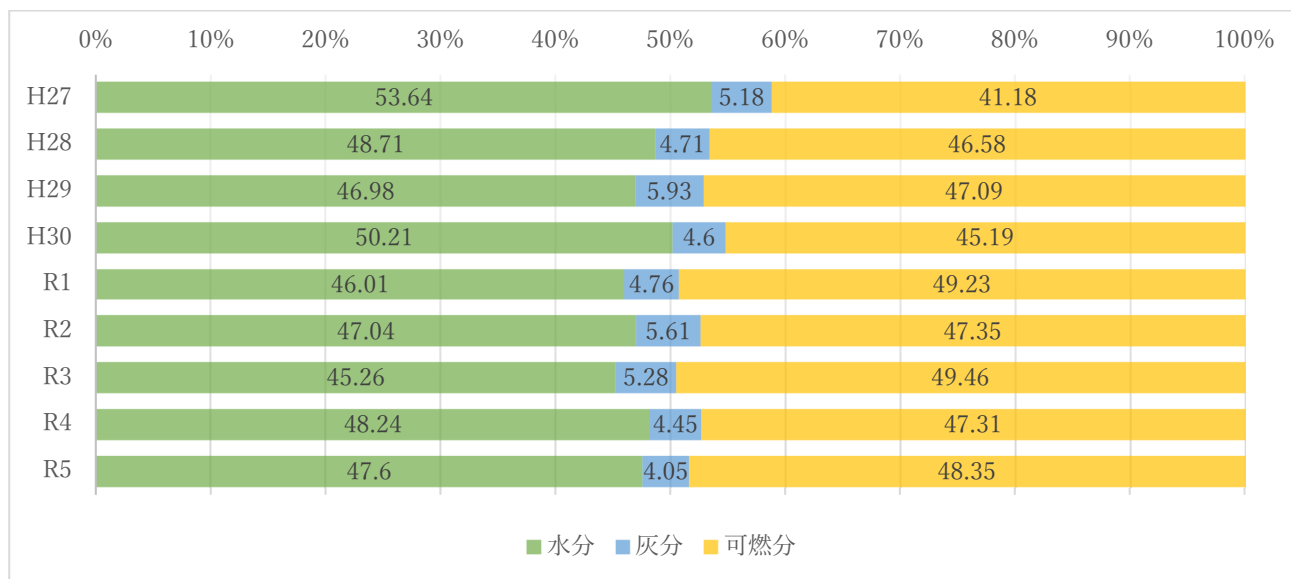
※リサイクル率 R' (直接資源化量+中間処理後再生利用量〔固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を除く〕+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100

(7) ごみの分析

広域圏事務組合藤ヶ谷清掃センターでのごみの分析結果は以下のとおりです。(数値は毎月 1 回検査する測定値の平均値)

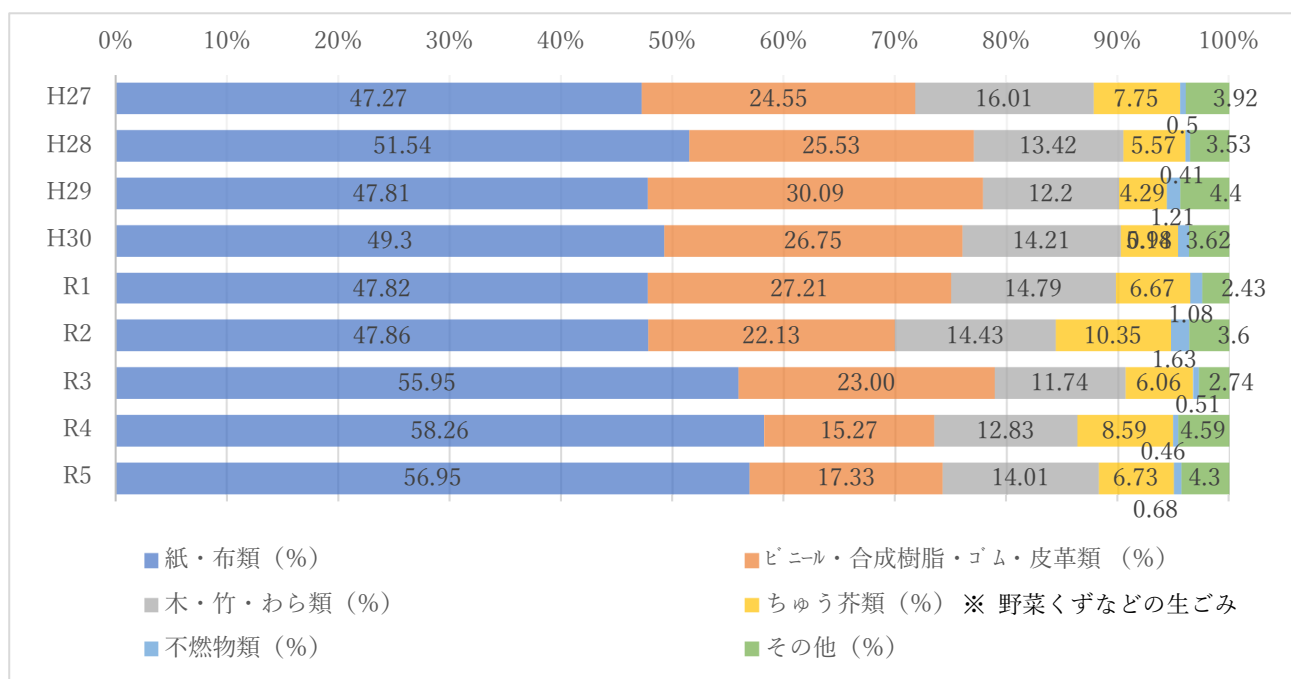
分析結果より、ごみの 3 成分では水分（主に生ごみ）が多く含まれていること、乾燥後のごみの組成では、紙・布類の割合が高いことがわかります。

①ごみの 3 成分分析



(参照：藤ヶ谷清掃センター環境監視委員会報告資料)

②ごみの組成分析（乾燥後）

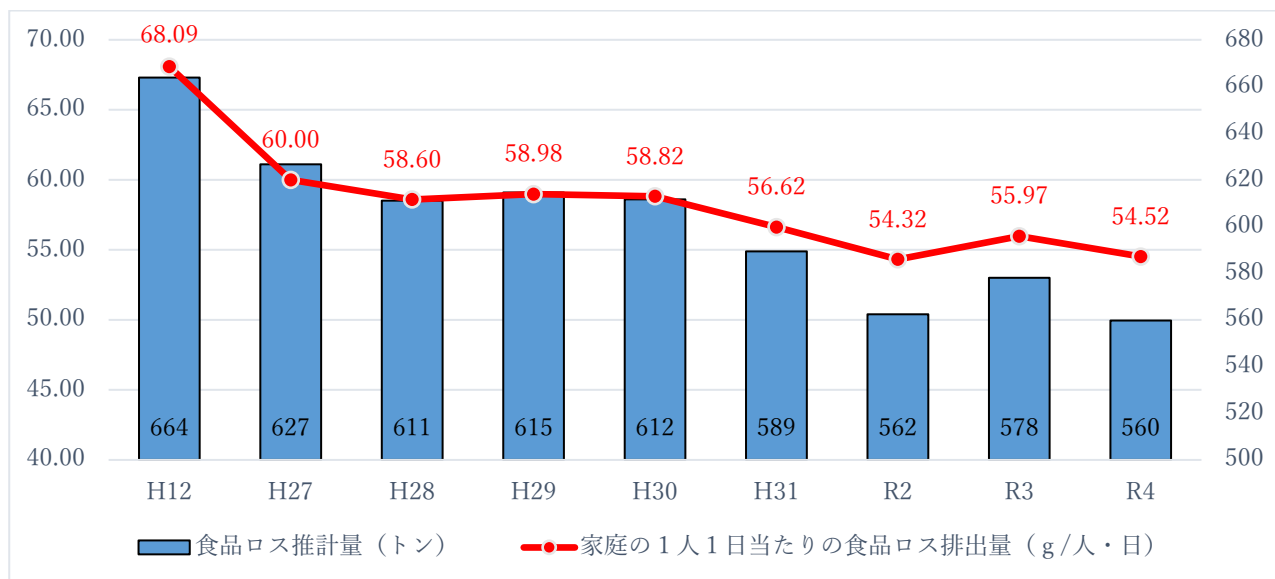


(参照：藤ヶ谷清掃センター環境監視委員会報告資料)

(8) 食品ロス推計量

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)において、市町村は、国の「食品ロス削減推進基本方針」及び「大分県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を定めることが努力義務として規定されています。

国の基本方針では、食品ロスを平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させるという目標を設定しています。



※食品ロス排出量は国(環境省)の推計方法に準じて算出

(9) 廃棄物を取り巻く課題

①ごみの分別排出について

排出されるごみの中には、分別が不適切なものや資源物などが混入しているため、町民や事業者に対して周知啓発が必要です。

また、分別品目の細分化等により分別が困難な方に対してのサポートが必要となります。

②委託業者への現地調査について

町内のごみの収集運搬と資源物の選別保管業務を民間事業者に委託していますが、円滑に業務を行うため、委託業者に対して現地調査等による確認を行う必要があります。

③許可業者への指導の強化

一般廃棄物の適正な処理を行うため、藤ヶ谷清掃センターでの展開検査などの方法により町が許可している一般廃棄物収集運搬業者に対しての指導強化が必要です。

④無許可業者への指導の強化

廃棄物処理法に抵触している無許可業者に対して、許可の取得等を含めた指導の強化が必要です。

⑤越境ごみ対策の強化

圏域外（別府市、杵築市及び日出町）から藤ヶ谷清掃センターに搬入される越境ごみに対する対策の強化が必要です。

⑥ごみの排出困難者に配慮した収集の充実

単身者世帯かつ 75 歳以上の後期高齢者の割合が増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（令和 6 年 11 月 12 日公表）によると、2050（令和 32）年には、65 歳以上の高齢者の単身者世帯は全世帯の 21.5%に増加する見込みであるため、自らごみを集積所に排出することが困難な方々への収集体制の充実を図ることが必要です。

また、町では、外国人労働者など生活習慣等の違いによりごみの出し方がわからない方のために、ごみカレンダーの英語版を作成し、配布しています。

⑦ごみの実態把握

社会情勢の変化に伴って、ごみ量やごみ質に変化が生じる可能性があり、ごみ量やごみ質の変化を注視し、継続したごみ及び資源の排出実態の把握が必要です。

⑧町民や事業者への周知啓発

3R+Renewable を推進する上で、町民や事業者の協力と実践なくしては成り立ちません。全ての世代の町民や事業者に、ごみ問題や環境問題について関心を持ち、知識を深めてもらうことが大切です。

⑨ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

高齢化や共働き世帯の増加、ごみ出しマナーの悪化等により、これまで維持されてきたごみ集積所の共同管理が困難となる事例が顕在化しているため検討・指導啓発が必要です。

⑩家庭ごみ処理手数料の見直し

粗大ごみの処理手数料がもやさないごみ袋（大）1枚を貼付するのみであり、中間処理を行う藤ヶ谷清掃センターに搬入する別府市や杵築市の住民との公平性に欠けること、直接搬入するよりも安価で排出できるため、適正な料金設定が必要です。また、物を大切に扱い、資源の適正な分別を促すために廃棄物処理手数料の見直しも必要です。

⑪不法投棄防止の強化

不法投棄禁止看板等の設置により、不法投棄の通報は減少傾向にありますが、引き続き監視体制の強化や周知が必要です。

⑫処理が困難な廃棄物の円滑な処理ルートの確立

町から排出される一般廃棄物は、藤ヶ谷清掃センターに搬入され、焼却や破砕処理を行いますが、当該施設では処理できない物もあるため、それらを円滑に処理できるルートの確立が必要です。

また、法律等で処理方法が決まっているため、当該施設に搬入出来ない物もあり、それらについては周知が必要です。

⑬近隣市町及び広域圏事務組合等との連携の強化

町から発生するごみの円滑な処理を行うためには、2市1町（別府市、杵築市及び日出町）や藤ヶ谷清掃センターの管理と運営を民間事業者へ委託している広域圏事務組合との情報共有や意見交換等を行い、連携して対応することが必要です。

⑭災害廃棄物処理対策

南海トラフ大地震など大規模災害の発生が懸念されるため、平時より県や近隣市町村、民間事業者との連携強化が必要です。

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

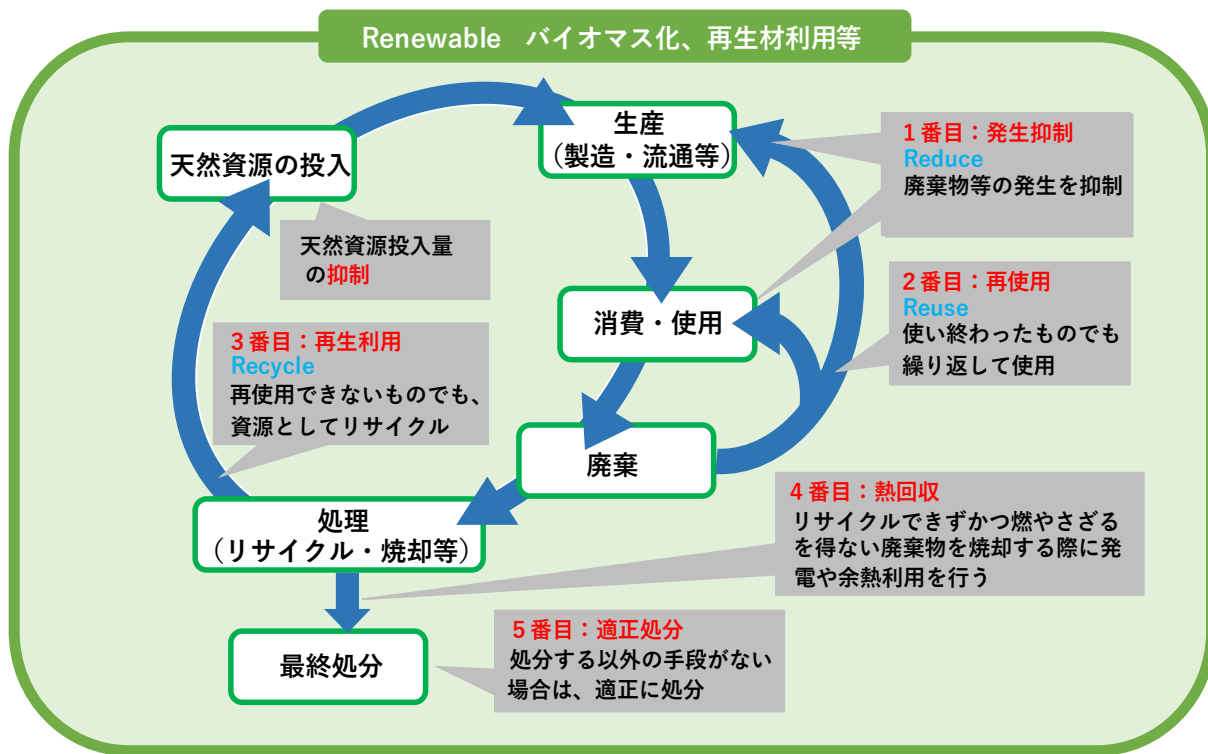
これまで町民、事業者及び行政が連携して様々なごみの減量やリサイクルに取り組んできましたが、依然として大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済は変わっておらず、町域だけでなく、地球規模の環境問題に向き合っていくためには、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、持続可能な地域と社会づくりなどの取組みを一層強化する必要があります。

このため、次の3つの基本方針を定め、今後のごみ減量化に向けた数値目標を設定するとともに、町民・事業者・町の役割と主な取組み事項を示します。

(1) 循環型社会の形成の推進

町民・事業者・行政が更なる連携を図り、発生抑制（リデュース）の取組みを進めることにより、ごみの総量を減らすことが重要です。次に、繰り返し使う再利用（リユース）を進め、ごみを排出する際には分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進し、取組み後に残ったごみについては適正に処分するよう啓発していきます。

あわせて、再生可能な資源の活用（リニューアブル）に向けて取組みを行い、環境負荷の軽減を図ります。



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

(参照：環境省資料を基に作成)

(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取り組みの推進

地球温暖化や天然資源の枯渇といった地球規模の環境問題への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、ごみ処理の分野においても、町民、事業者及び行政が一体となっごみ減量化に向け

た施策を推進することにより、焼却するごみの量を削減し、温室効果ガスの発生や石油由来のエネルギー利用を低減できる社会の形成に取り組めます。

(3) 町民・事業者・行政の連携や三者が一体化した施策の推進

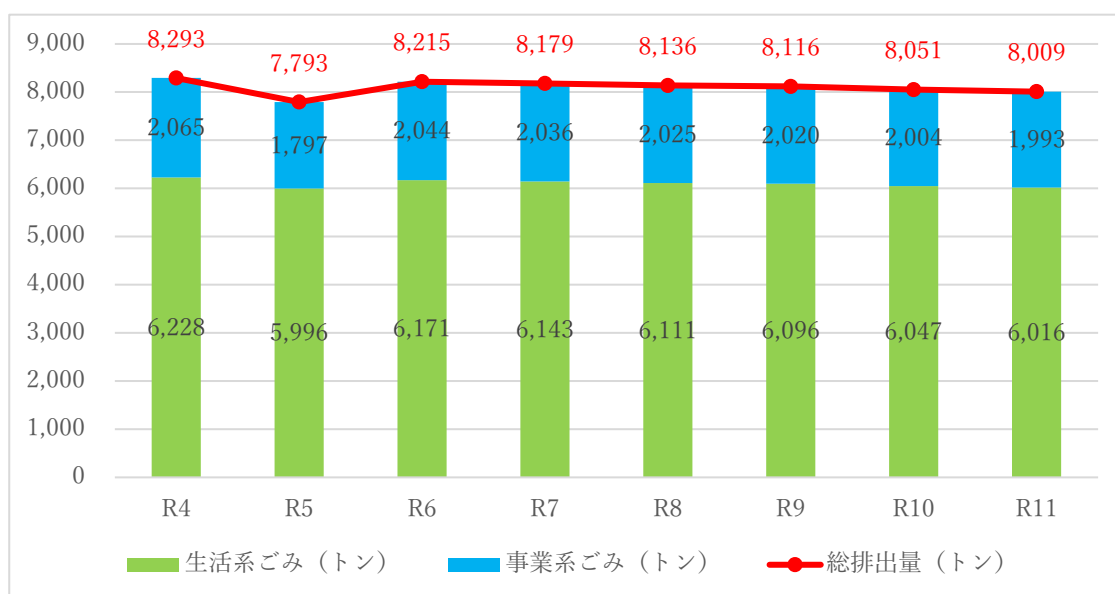
町民、事業者及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ、相互に連携することにより、地域の人づくりや組織づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた課題の解決を図るなど、循環型社会・脱炭素社会の形成に向けた取組みを推進していきます。

2 ごみ排出量の推計

排出の抑制、再生利用を促進しなかった場合の家庭系ごみと事業系ごみについて推計しました。推計方法は次のとおりです。

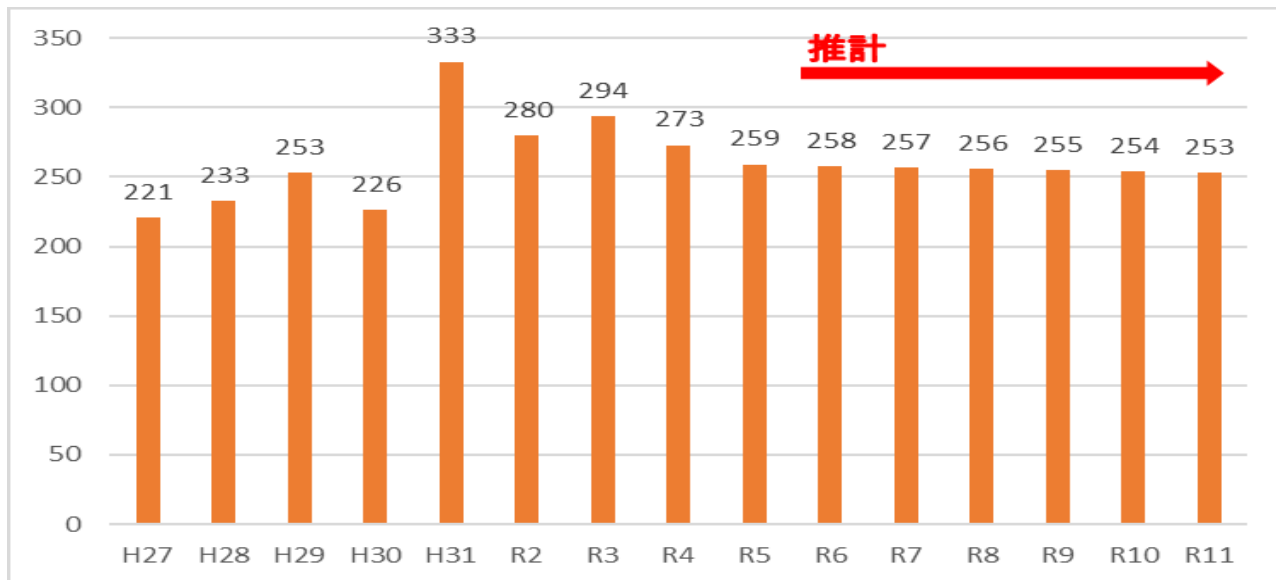
- ・排出量は令和4年度実績を基に、各年度の推計人口を乗じて算出する。
- ・令和5年度は実績値とする。
- ・令和4～6年度の計画収集人口は、各年10月1日現在の実績値とする。
- ・令和7年度以降の計画収集人口については、前述推計値を使用する。

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活系	もやすごみ	4,994	4,833	4,948	4,925	4,900	4,888	4,849	4,823
	粗大ごみ	270	262	268	267	265	265	262	261
	もやさないごみ	328	320	325	324	322	321	319	317
	資源ごみ	540	507	535	532	530	528	524	522
	集団回収	96	74	95	95	94	94	93	93
	生活系ごみ(トン)	6,228	5,996	6,171	6,143	6,111	6,096	6,047	6,016
事業系	もやすごみ	1,970	1,720	1,950	1,942	1,932	1,927	1,912	1,901
	粗大ごみ	57	38	55	55	55	55	54	54
	もやさないごみ	38	39	39	39	38	38	38	38
	事業系ごみ(トン)	2,065	1,797	2,044	2,036	2,025	2,020	2,004	1,993
総排出量(トン)		8,293	7,793	8,215	8,179	8,136	8,116	8,051	8,009
計画収集推計人口(人)		28,125	27,994	27,862	27,737	27,593	27,449	27,305	27,161



3 最終処分量の推計

令和5年度実績を基にした最終処分量の推計です。焼却主灰についてはセメント資源化しているため、近年の最終処分率は3.3%で推移しています。しかし、藤ヶ谷清掃センター埋立処分場の埋立残余量がわずかとなっているため、埋立している焼却飛灰の資源化についても検討が急務となります。



4 目標設定

今後の減量に向けては、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底する従来の3R運動に加え、リニューアブル（再生可能資源への代替）の推進、食品ロスの削減など、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を認識し、自主的かつ積極的に連携して行動することが必要です。

不用品を購入しないことや、もやすごみの中に再生可能となる資源ごみを入れないよう分別排出を徹底するなど、生活系ごみについてはごみ減量の余地が十分あります。

3R+Renewable に対する認識の向上による資源ごみの回収率の上昇、安易にごみとして排出せずにリユースを検討するなど、ごみの減量化につなげていきます。

なお、事業系ごみは減少傾向ではあるものの、引き続き環境に配慮した事業活動を推進します。本計画では、家庭系及び事業系ともにごみの減量が見込めるため、令和6年8月に策定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」の数値目標を基に、ごみの減量目標を設定します。

(1) ごみ減量の目標値

第6次大分県廃棄物処理計画における大分県の数値目標は次のとおりです。

(計画期間：令和8年度～令和12年度、基準年度：令和5年度実績)

項目		R5年度実績 現状	R12年度予測 現状推移	増減率 (%)	R12年度 排出抑制目標	増減率 (%)
1人1日当たり の家庭系ごみ排 出量(資源ごみを 除いた家庭から出 るごみの量)	g/人・日	512.1	515.8	0.7	478	▲6.7
循環利用率	%	18.1	18.3	1.1	20	10.5
最終処分量	t/年	25,450	23,587	▲7.3	20,300	▲20.2

第5次循環型社会形成推進基本計画における国の数値目標は次のとおりです。

項目		令和4年度実績 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	増減率 (%)
ごみ総排出量	百万トン	40	37	▲9.0
家庭系ごみ排出量	g/人日	496	478	▲3.5
ごみ焼却量	g/人日	679	580	▲15.0
最終処分量	百万トン	3.4	3.2	▲5.0

国の数値目標と同等の目標数値を設定した場合、日出町の数値目標は次のとおりです。

項目		R4年度実績 (基準年度)	R11年度 排出抑制目標	増減率 (%)
ごみ排出量	トン	8,293	7,546.6	▲9.0
家庭系ごみ排出量	g/人日	544.7	517.5	▲5.0
ごみ焼却量	g/人日	676	574.6	▲15.0
最終処分量	トン	273	0	-

(2) ごみ排出量の目標設定

今後の積極的な施策を見込み、国と同レベルの目標を設定します。日出町における目標値及び1人1日当たりの実質的な減量の目安は次のとおりです。

令和4年度(実績値)→令和11年度(目標値)

- ・ごみの総排出量 約8,293トン→約7,546.6トン(約9%・746.4トン減少)
- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 544.7g/人・日→517.5g/人・日以下(約5.0%減少)
- ・1人1日当たりのごみ焼却量 676g/人・日→574.6g/人・日以下(約15.0%減少)
- ・最終処分量は、現状埋立てをしている焼却飛灰の全量再資源化を行うことでゼロとする。
- ・1人1日当たりの食品ロス排出量

(令和4年度実績値) 54.52 g/人・日→49.8g/人・日以下

5 目標達成のための施策

(1) 循環型社会の形成の推進

①家庭系ごみの減量・3R+Renewable の推進

ア 家庭系ごみの減量・3R+Renewable の推進

循環型社会の形成を推進するためには、まずは町民・事業者・行政それぞれが意識的に行動することが必要です。身近な行動を促進するため、広報・啓発を積極的に行ってまいります。

●食品ロスを削減するために下記のような行動を促します。

- ・買い物に行く前に冷蔵庫などを確認し、不要な食材は買わない。
- ・買い物する時は、計画的に食べ切れる分のみ買う。
- ・食べ切れない分はフードバンクなど食品等の支援を必要としている団体等へ寄付することを検討する。
- ・外食する時は、食べ切れる分だけ注文する。
- ・「てまえどり」や食材の使い切り、ばら売りや量り売り商品を購入する。



「てまえどり」…日頃の買い物の中で、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶこと。販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。

- ・食品表示法に基づく食品表示基準に定められた「消費期限」「賞味期限」の本来の定義の理解、適正な食品の取扱いが進むよう消費者に周知を行います。

「消費期限」…期限を過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date)

「賞味期限」…おいしく食べることができる期限(best-before)

- ・注文した料理の食べきりを促す「3010 運動」を広報・啓発していきます。

「3010 運動」…宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、【乾杯後 30 分間】は席を立たずに料理を楽しみましょう、【お開き 10 分前】になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、 と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

●食品から出るごみの減量化のために次のような配慮した行動を広報・啓発していきます。

- ・生ごみの水切りを行う。
- ・電動式生ごみ処理機やコンポスト容器を積極的に活用する。
- ・使用済みてんぷら油などの廃食用油を回収し、再生資源として活用する。

●ごみを発生させない取組（リデュース）を広報・啓発していきます。

- ・買い物時のマイバック持参や使い捨て製品の使用を控える（マイボトル、マイカトラリーなど）。
- ・詰め替え製品を購入する。
- ・過剰な容器包装や梱包材の使用を控える。
- ・不要なものは無料配布でも受け取らない。
- ・良いものを買ひ、修理などを行いながら長く使う。


●新たな売り方（リメイク・アップサイクル等）、修繕・保証付加、電子的なプラットフォームの活用など、付加価値が高いリユースビジネスを行う事業者と協働で取組を行い、不

要品を安易に捨てるのではなく、必要な人に譲る取組（リユース）を推進します。

- ・フリーマーケットやリサイクルショップ、リユースのポータルサイトを活用する。
- ・まだ使えるものを回収し、有効活用する取組を検討し、実施します。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への意向加速化パッケージ
 リユース業者と協働取組（協定の締結等）を行う自治体数を 2030 年までに約 300 から 600 に倍増させることを目指す。

- 限りある資源を有効に活用するために、リサイクルを推進します。
- ・再使用できないものも分別することで資源として再び製品とすることができます。循環社会形成に向けて再資源化できるものを回収するため、町民が取組みやすい分別、収集形態を検討していきます。
- 再生可能な資源に替える取組（リニューアブル）を推進します。
- ・再生可能資源（原料が植物など）を使用した使い捨てプラスチックの代替製品の購入など、資源を有効かつ大事に使うことについて広報・啓発していきます。

私たちができること			
 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高 優先度 低</p>	Reduce リデュース 発生抑制	ごみの発生、資源の消費をもとから減らす ●ごみになるものを買わない、もらわない ●長く使える製品を買う	
	Reuse リユース 再使用	くり返し使う	●リターナブル容器(ビールびんのように販売店で回収し、専門業者で洗って再使用する容器)のものをかう ●リサイクルショップを利用する
	Recycle リサイクル 再生利用	資源として再び利用する	●資源として分別する ●リサイクルされた製品を買う

イ 分別の徹底

資源化量を増やすためには適切な分別が欠かせません。適切な分別区分になるよう情報を収集し、行動に結びつきやすい広報や出前講座などの方法により普及啓発を行います。

また、自治区等と連携し、排出実態の把握や排出ルール of 周知徹底に努めます。

ウ 不適正排出の防止

指定日時を守らないごみの排出や収集できないごみの排出など、ごみ出しルールが遵守されない事案については自治区等と連携し、問題の解決に取り組めます。

②事業系ごみの減量・3R+Renewable の推進

ア 事業系ごみの減量・3R+Renewable の推進

それぞれの事業者の課題に合わせたごみ減量・3R+Renewable に係る取組を行っていただけるように啓発します。

また、製造業事業者などが資源を有効活用するとともに、リサイクル製品、長期使用可能な商品、詰替可能な製品、バイオマスなどの再生可能資源を使用した使い捨てプラスチックの代替製品など、ライフサイクルを考えた商品開発やサービスを提供するよう引き続き啓発します。

イ 分別の徹底

事業系ごみの中に占める再生可能な資源のリサイクルが推進できるよう啓発を行います。
また、環境に配慮している事業者の具体的な取組みなどについて更なる周知に努め、イベントでのごみ分別などの取組みについての支援を検討します。

あわせて、藤ヶ谷清掃センター及び構成市町と協力し、展開検査等を通じて事業所から排出されるごみの実態を把握し、適切な搬入・処理を指導します。

ウ 環境に配慮した製品の活用

古紙を配合した用紙など、品質や安全性など一定の基準を満たした再生品や再生可能資源を使用した代替品など環境に配慮した製品の活用を啓発します。

エ 食品ロスの削減

食品の売れ残りや、製造過程で発生する食品廃棄物の減量化を推進し、余剰分は食品の支援を必要としている団体へ寄付することを啓発します。

③ごみの適正処理体制の確立

ア ごみの適正処理体制の確立

広域圏事務組合及び構成2市1町で連携し、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえた処理体制のあり方を検討し、適正処理体制を構築します。また、環境に配慮した性能を用いた施設の整備・維持管理に努めます。

イ 不法投棄防止対策の徹底

大型ごみの不法投棄の件数は減少傾向にありますが、人目のつかない所への不法投棄もみられることから、引き続き町民等からの情報提供に応じて、不法投棄された土地の所有者に対して看板の設置や頻発する箇所についてはパトロール等により監視体制を強化するなど不法投棄防止策を実施します。

ウ 廃棄物焼却の禁止（野焼きの禁止）

廃棄物の焼却は一部例外を除き、廃棄物処理法で禁止されており、違反すれば罰則（5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する）があります。

しかし、毎年野焼きの苦情が多く寄せられており、野焼きをしている方の多くは理解していないのが現状であることから、引続き指導等を行います。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（焼却の禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

エ 災害廃棄物の適正処理体制の構築

南海トラフ大地震など大規模災害が発生した際には、短期間に多くの廃棄物が発生し、災

害規模によっては通常の年間処理量の数倍になる可能性があります。

環境省が取りまとめた「災害廃棄物対策指針（平成30年改定）」では、都道府県や市町村は処理計画を作成し、災害に備えることが定められました。

本町においても、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平成30年に「日出町災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画ではごみ処理に関する平常時の対応、発災後の対応及び復旧対応などについて必要な事項を定めています。

あわせて、災害時に必要となる情報や生じうる対応についての手順をあらかじめ整理した「日出町災害廃棄物処理マニュアル」を令和5年に策定しました。

また、別府市、杵築市及び日出町の2市1町で構成する広域圏事務組合が運営する藤ヶ谷清掃センター等の処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合、災害廃棄物仮置き場も含め、民間関係団体等へも災害廃棄物処理の応援要請し、迅速に災害廃棄物を適正に処理するため、あらかじめ「災害時における廃棄物処理業務に関する協定」の締結を推進するなど、平時より関係機関との連携を図るとともに、計画やマニュアルなど必要に応じて実情にあうよう見直しを行います。

オ 家庭で不要となった家電4品目及び小型家電の適正処理

家電リサイクル法の対象品目である「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」を適正に処分するように啓発するとともに、町民が適正処分しやすい体制構築を適切な事業者と協力して取り組みます。

また、小型家電に関しては、小型家電リサイクル法の制定により、製品に含まれるレアメタルなどの有用金属を再資源化する必要があるため、公共施設に設置している回収ボックスでの回収及び収集後の搬入先である藤ヶ谷清掃センターでの手選別による回収を継続します。

カ 感染症対策

新型コロナウイルスなどの感染症が発生・拡大した場合もごみ処理が継続できるように、ガイドラインなどの情報収集に努め、広域圏事務組合及び構成2市1町と連携して対応します。

(2) 環境に配慮した社会の形成に向けた総合的な取り組みの推進

①ごみ減量・3R+Renewable 推進による燃やすごみ量の低減

ア ごみ減量・3R+Renewable 推進

循環型社会形成に資する施策を実施することにより、焼却量を低減し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

イ 容器包装リサイクル法の推進

プラスチック等をもやすごみとしてではなく、資源として分別・回収・処理できるよう2市1町で協力し、推進します。

ウ プラスチック資源循環促進法の推進

再資源化のため適切な収集方法を検討するとともに、排出抑制のため、使い捨てプラスチック製品の減量化を推進します。

エ 次代を担う子ども達への教育・普及活動の推進

事業者と協働し、社会教育や学校などにおいて連携した環境教育を充実します。

②中間処理（リサイクル施設含む。）における温室効果ガスの低減

ア 温室効果ガスの削減に資する施設整備の検討

藤ヶ谷清掃センターの改良工事や新規施設の建設に当たっては、省エネルギー、高エネルギー回収に資する設備導入を検討します。

イ ごみ焼却施設における余熱利用の推進

藤ヶ谷清掃センターでは、ごみの焼却に伴い発生した余熱による蒸気供給などにより、発電を行っています。

ウ ごみ処理施設の最適化の検討

確実な処理を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ処理施設の最適化を働きかけていきます。

(3) 町民・事業者・行政の連携や三者が一体化した施策の推進

①行動を促す広報・啓発事業の展開

町民・事業者の関心や理解をより深め、それぞれが取組内容や課題の認識を共有するため、分かりやすい広報・啓発を行い、行動につながるための情報提供に努めます。

ア 行政・町民・事業者協働の学習会の開催

本町の環境活動の状況や他の自治体の取組事例を紹介し、積極的に環境活動への参加を促進していきます。また、ごみの減量に関する政策の企画立案や実施において町民や事業者の意見等を聴く機会を創るとともに、施策の実施にあたっては、町民や事業者が円滑に実施できる体制づくりに努めます。

②地域課題の解決に向けた取組みの推進

不適正排出や不法投棄などの解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、町民・事業者との協働により地域の力を活用した取組を推進します。

③ごみ減量・3R+Renewable の推進に係る人・組織づくりの推進

ア 環境美化推進員による指導・啓発

環境美化推進員による地域のごみ減量の指導・3R+Renewable の普及・啓発活動を支援することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図ります。

イ 次代を担う子供達への教育・啓発活動の推進

次代を担う子供達への環境教育は、大量生産・大量消費、大量廃棄システムから脱却し、持続可能な社会を構築する上で必要不可欠な啓発です。このため、町内の小中学校や高校における環境教育の充実に努めていきます。

ウ 町民参加型のイベントなどの開催

町民・事業者のごみ減量・3R+Renewable 推進の取組が広がるように行政を含めた3者の連携によるイベントを検討し、実施します。また、出前講座に対するメニューの充実や周知に努めます。

エ 環境美化活動の推進

町民や事業者が自主的に地域の清掃活動を実施することにより、ポイ捨てや不法投棄をし

ない人材育成のための環境整備を推進します。

オ 施策・事業への反映

地域課題の把握に努め、その課題の解決に向けた施策などの実施を検討します。

カ 不用品の再利用（リユース）

循環型社会形成を推進する事業者と連携して、不用品として廃棄するごみをリユース（再利用）することを推奨します。また、リユースしやすい環境整備に取り組めます。

6 ごみの処理施設の整備に関する事項

(1) 既存施設の状況

広域圏事務組合藤ヶ谷清掃センターは、昭和 53 年に旧施設の供用を開始し、平成 26 年に新施設として更新しました。広域圏事務組合を中心に今後控えている大規模基幹改修を含め、施設の維持管理・運営を適切に行ってまいります。

(2) ごみ処理の広域化

大分県は安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 11 年に「大分県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理施設の集約化を計画し、再設定を行いながら広域ブロックを設定しています。

日出町においては、別府市、杵築市、山香町（杵築市）とともに 2 市 2 町の共同事業として昭和 48 年に広域圏事務組合を設立し、藤ヶ谷清掃センターにおいてごみ処理を行ってまいりました。

また、藤ヶ谷清掃センターから排出される焼却主灰の処理については県内の事業者へ委託してセメント資源化しています。現在埋立てをしている焼却飛灰の資源化についても、広域圏事務組合・構成市町と連携して検討してまいります。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

① 廃棄物減量化等推進審議会

廃棄物減量化等推進審議会において計画の進捗状況を毎年度検証し、実施計画に反映します。

② 事業者の協力

持続可能な社会に取り組む事業者等と連携し、廃棄物の減量や処理を適正に行うよう努めます。

③ 塵芥手数料等の見直し

核家族化や少子高齢化社会などにより、これまでの収集運搬体制では対応できない事案が増加しています。循環型社会形成に取り組みつつ、多様な町民ニーズに対応しながら適切なごみの収集運搬及び処理を行うため、塵芥手数料（指定ごみ袋）等を見直すともに、町民サービスの拡充を検討・実施します。

④ 適正処理困難物への対応

藤ヶ谷清掃センターでの処理が危険なものや困難なもの及び廃棄物関係法令等により指定されているものについては、収集・処理を行いません。

これらの品目については、町が毎年全戸配布している「日出町ごみ収集カレンダー」や広域圏事務組合が発行する「資源とごみの分け方・出し方」等で収集や処理を行っていないことを

町民や事業者へ周知するとともに、適正な処理ルートの確保とその情報提供を行います。

【 危険なごみ、処理が困難なごみ 】

タイヤ・ホイール、バッテリー、自動車部品（マフラー、スポイラー、バンパーなど）、ガソリン・灯油、オイル、廃油（調理用油除く）、ボウリングの球、ピアノ、耐火金庫、ガスボンベ、ブロック・コンクリート・瓦・スレート・石膏ボード・土砂などの建築廃材等、カーボン製品（ゴルフクラブ・テニスラケット・釣竿など）・FRP 製品（スノーボードなど）、フロンガスを使用した空気清浄機・加湿器、太陽熱温水器・ボイラー・電気温水器、太陽光パネル、発電機、注射針、焼却灰、石製品、ドラム缶、農薬・劇薬などの薬物、塗料、鉛（釣り用おもりなど）、水銀使用製品（血圧計・体温計・一部のボタン電池）など

【 廃棄物関係法令等により指定されているもの 】

家電リサイクル法対象品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、パソコン、感染性医療廃棄物（注射器など）、消火器、バイク

資料編

- 1 諮問書（令和6年12月18日） 1
- 2 計画改定経過 1
- 3 答申書（令和7年5月19日） 2
- 4 日出町廃棄物減量等推進審議会設置規則 4
- 5 日出町廃棄物等減量推進審議会 委員名簿 5

1 諮問書（令和6年12月18日）

日住生第2467号
令和6年12月18日

日出町廃棄物等減量推進審議会 会長 様

日出町長 安部 徹也



日出町一般廃棄物処理基本計画等の見直しについて（諮問）

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 日出町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて
(廃棄物減量等施策及びごみ処理手数料等の見直し含む)

- 2 諮問理由

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、町内の一般廃棄物を適正に管理し、処理を行うため策定するものです。

現行の計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とし、社会状況の変化等に適切に対応するため、中間年である令和6年度に町民や審議会の意見を聴きながら、計画の見直しを行うものとしております。

つきましては、貴審議会において本計画を十分審議され、ご意見をいただきますようお願いいたします。

2 計画改定経過

日時	内容
令和6（2024）年12月18日	令和6年度第1回日出町廃棄物減量等推進審議会（諮問）
令和7（2025）年1月27日	令和6年度第2回日出町廃棄物減量等推進審議会
令和7（2025）年3月3日	令和6年度第3回日出町廃棄物減量等推進審議会
令和7（2025）年3月11日	令和7年第2回福祉文教常任委員会報告
令和7（2025）年4月3日 ～5月2日（30日間）	パブリックコメント
令和7（2025）年5月	令和7年度第1回日出町廃棄物減量等推進審議会 （書面開催）
令和7（2025）年5月19日	答申
令和7（2025）年6月11日	令和7年第4回福祉文教常任委員会報告

令和7年5月19日

日出町長 安部 徹也 様

日出町廃棄物減量等推進審議会
会長 信岡 かおる

日出町一般廃棄物処理基本計画等の見直しについて（答申）

令和6年12月18日付け日住生第2467号にて諮問のありました日出町一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、当審議会において慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）について

本審議会における見直しの対象とした日出町一般廃棄物処理基本計画については、令和2年3月策定以降、第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されるなど廃棄物行政をとりまく社会情勢が大きく変容しているため、抜本的な見直しを行うことが妥当であると考えましたので、審議会での審議内容を踏まえて作成した計画素案に対する町民意見等をもとに再度審議を行い、別記のとおり後期計画案として取りまとめました。

2 指定ごみ袋の種類と廃棄物処理手数料について

指定ごみ袋の種類については、排出量に応じたごみの減量を可能とするため、容量が小さいサイズや使いやすく、かつ環境にも配慮した仕様に変更することが妥当であると考えます。

また、廃棄物処理手数料の額については、行政などの努力等により約40年間、額を据え置かれていますが、各種廃棄物の適正な処理や住民ニーズの多様化に対応することを目的に適正な額に増額することが妥当であると考えます。

そのため、もやすごみ及びもやさないごみの『大』（45リットル相当）については1袋10枚入り300円、『小』（30リットル相当）については1袋10枚入り200円、新たに『極小』として区分を新設することが妥当であると考えます。

しかしながら、物価高騰等により町民負担が増加していることを考慮し、現在有料化となっているリサイクルごみ（びん・缶・ペットボトル）を市販の透明袋等に変更することや経済的インセンティブが働く額に設定するなど、町民の分別意識の向上によりごみの減量効果が発揮されるよう工夫を行うことが必要であると考えます。

3 粗大ごみの収集運搬手数料について

日出町の粗大ごみの収集運搬手数料は、一般的なごみ処理費用だけでなく、近隣自治体の収集運搬料金や藤ヶ谷清掃センターに直接搬入した場合の料金と比べても過剰に安価となっており、町の負担額だけが増加しています。ごみは排出する人が責任を持って処分する必要があるため、適切な手数料を設定するとともに循環型社会の形成を推進するために民間事業者の事業を活用したリユース施策を行うことなどごみの減量に資する施策を行うことが妥当であると考えます。

審議会としては、粗大ごみの収集運搬手数料は1個当たり400円とし、大型家具や一部の大型家電は、1個当たり800円することが妥当であると考えます。

なお、家電リサイクル法対象4品目については、処分に際し対象品目ごとに有料の家電リサイクル券が必要となるのに加え、町が収集する場合は、別途収集運搬手数料が2,200円かかることから据え置きが妥当であると考えます。

4 日出町廃棄物減量等推進審議会設置規則

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づく日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年日出町条例第1号）第7条の規定により、日出町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 町民
- (4) 民間団体事業者
- (5) 廃棄物処理事業者または廃棄物再生事業者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 町長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、住民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 日出町廃棄物等減量推進審議会 委員名簿

任期：令和6年12月18日～令和8年12月17日

区分	氏名	所属団体等
学識経験者 【会長】	信岡 かおる	大分大学 理工学部 理工学科 生命・物質化学プログラム 准教授
町議会議員 【副会長】	池田 淳子	日出町議会議員 (福祉文教常任委員会 委員)
民間団体 事業者	阿南 哲雄	日出町商工会 会員 (株式会社トキハインダストリー 日出町店 店長)
廃棄物処理 事業者	山下 唱徳	一般社団法人 大分県産業資源循環協会 別杵・国東・由布支部長 (株式会社 山下商店 代表取締役)
町民	小野 町子	日出町区長会 (藤原自然郷区 区長)
町民	中島 康博	日出町PTA 連合会 会長
町民	山崎 ちどり	社会福祉法人 日出町社会福祉協議会 職員
町民	河野 澄子	日出町女性団体連絡協議会 役員 (JAべっぷ日出女性部 部長)
関係行政機関	橋本 秀明 (～R7. 3. 31)	大分県東部保健所 参事兼衛生課長
関係行政機関	宮崎 哲也 (R7. 4. 1～)	大分県東部保健所 参事兼衛生課長
町職員	伊豆田 政克 (～R7. 3. 31)	日出町住民生活課 課長
町職員	佐藤 功次郎 (R7. 4. 1～)	日出町住民生活課 課長

日出町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画－後期計画－

発行 令和7年6月

発行者 日出町 住民生活課

（電話）0977-73-3128

住所 〒879-1592

速見郡日出町 2974 番地 1